

## 第16回西和賀町議会定例会

令和3年12月14日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。

柿澤繁俊君から欠席の旨の届出があり、これを受理しております。

会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで、内記町長より発言を求められておりますので、この際発言を許します。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

昨日の一般質問に関しまして、説明を加えさせていただきますので、今お許しをいただきましたので、発言させていただきます。

昨日の高橋輝彦議員からいただきました銀河ホール関連における一般質問に対する私の答弁で用いました言葉の意味につきまして、正確を期したいと思いますので、お時間をいただき、敷衍させていただきます。

議員も質問で用いられました費用対効果ですが、私は費用対効果を狭い意味、つまりお金で評価するという趣旨のご質問と理解し、回答させていただきましたことをご理解いただきたいと思います。費用対効果を広い意味で用いますと、お金でははかれないものであっても、予算を使う、お金を使う限り、効果測定は何らかの方法で図る必要が出てまいりますので、その点をご了解いただきたいと思います。よろしくお

願いたします。

議長 それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。

制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順4番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番 おはようございます。北村嗣雄でございます。今回で沢内庁舎での議会は一通り終わりということで、次回から湯田庁舎になるわけですが、2日目の最初ということで、質問通告しておりましたので、よろしくお願いたします。

それでは、質問通告書に沿って質問させていただきます。質問事項は、これまでの細井町政についてであります。さきの町長選挙においてマスコミが報道した、沢内庁舎から湯田庁舎へ機能移転などで沢内地区の衰退を招いた、細井町政の手法がトップダウン型だと疑問を呈したとして、批判を展開したということで、これはマスコミが捉え、報道しておりますが、改めて町長になられた内記町長の真意を伺いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

庁舎の解体、改修、部署配置の再編に関し、私が今回の町長選挙におきまして訴えさせていただきましたのは、旧湯田町と旧沢内村が合併するに当たり、小さな自治体を取り巻く環境が厳しくなっている状況下において、両町村がお互いの強みを生かし、助け合い、生き残りを図っていきましょうとの合意で合併がなされた。加えて、対等合併でいきましょう、庁舎も分庁舎方式で、同じ規模、内容でいきましょうとのことで、お互いを尊重し合い、取り組んできたと認識してきましたが、今回の庁舎の解体と改修、部署の配置替えを見ますと、その合意精神に反しているのではないかとこのことを訴えさせていただきました。

また、私は民主主義におきましては、どのような政策を行うかは当然大事なことでありますが、同じように大事な点は、どのようなプロセス、過程を経て政策をつくり上げていくかということにあることも訴えさせていただきました。高齢化の進展、消滅自治体と言われるような厳しい状況と言わざるを得ない我が町におきましては、一人一人がまちづくりに関わっていただくことがより必要であり、そのためには住民の皆様との対話を重ねていくことが大事であると訴えさせていただきました。それが私の政治姿勢であると訴えさせていただきました。

有権者の皆様から選んでいただく、判断していただくための大事な考え方の提示であり、議員がお話しされたような批判であるとは私は考えておりません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。このほかに同じ細井町政についてですけれども、細井町政は12年の行政をかじ取りしたわけですけれども、沢内に対しては何ら行政としての役割を果たしていないのではないかと、あまり聞きたくない、あるいは言いたくない言葉ですけれども、消えて

いく沢内街道とか、あるいは失われた12年間の行政を取り戻すために今こそ団結せよという、これは内記町政含めて支持者の方のご意見だろうと思いますが、私これ思うには、そうしますと細井町政が12年間、沢内の行政には何ら役に立っていないという直な判断をするわけですけれども、今回のみならず、去年から、あるいはその前からいろいろ、沢内、湯田と予算の組んだ事業というものを区別して出していただいているわけですけれども、実際にこの事業が沢内内で行われているのも、いろいろ合併の関係もあると思うのですけれども、逆に湯田のほうは沢内のほうと比べると半分以下の予算執行であります。こうしたものも含めて細井町政は何ら沢内に目を向けていない、そういうことには私は当たらないのではないかなという感じがします。

そうした中で、あまりにも卑劣な言葉でこうしてお互いを指摘し合う、これはやっぱり町を預かる町長として、何となく質が問われる今回の選挙だったなどどうも感じるわけです。

それで、内記町長は、これを実際に選挙戦ですから、一般町民の一人なわけですけれども、今回当選されて、西和賀のかじを取る町長になったわけですから、ここで私は真意を聞きたいと言ったのは、やはり町を受け持つていく上で、この真意というのは変わらないものかどうか。沢内そのものが衰退しているのに、何か手を打つという考え、あるいは目標があるのかどうか、その辺お伺ひいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今議員がお話しされたような趣旨での批判は私はしておりませんので、そのことをご理解いただきたいと思います。

また、今後の町政につきましては、当然合併して、先ほど申し上げたような精神でやっっていかなければならないという覚悟でございますので、何らその辺に区別をしたり、分け隔てをし

たりということは全くございませんので、ご理解いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。

ただ、私個人的には、沢内で最北端、貝沢に住んでいるわけですが、やっぱりこうしたのを実際に、沢内の方はこれをやっぱり今度見直ししてもらいたいと思うかもしれませんけれども、逆に湯田地域からすれば、いや、湯田だけ予算が執行されたり、事業がなされているのかと、これは一番感じたと思うのです。私も、いろんなところからいろんな意見を聞いているのです。やっぱり批判というか、指摘というのは、何が町で生まれたのかというか、今回こういう言葉で。それがまず一番地域の、こうした以上は湯田、沢内というのはどうも、さらに二地域の差を強くしたなという感じがしますので、ここで町民の皆さんに町長として今後の、こうした経緯も踏まえて、町政を運営されていく考えとか、心をひとつ述べていただければなと思います。

議長 内記町長。

町長 今後の町政運営ということでお答えしてよろしいでしょうか。

2番 細井町政をこれだけ指摘されたわけですから、今後もこれを受け止めながら、この真意は変わらないでいくのかどうか。それから、湯田地域に当たっても、やっぱり町長としての意見を率直に述べていただければなと思います。

町長 お答えいたします。

先ほどの表現で、失われた12年とか、そういう表現は私一切しておりませんので、その辺で誤解があると思いますので、誤解に基づいて今お話しすると、さらに誤解を生む結果になると思いますので、私としては本当に西和賀が一体となって、先ほども申し上げましたように、厳しい中で生き残りをかけて先人がこの道を選んだわけですから、それをしっかり受け止めてや

っていくと、そういうことに基づいて終始訴えもさせていただいておりますし、これからもその精神でやっていきたいという考えでありますので、そこをぜひご理解いただきたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。

そうしますと、選挙戦の後ですから、これ選挙中にも出た資料なのですから、これについては選挙戦だからこの資料が出たのだというふうに解釈すればいいのですか。私思うには、やっぱり選挙戦であろうと何だろうと、実際にメディアは町長独自がこの衰退を招いたとか、それからトップダウンしたとかというのを述べているということ、きちんと私もここに資料を持ってきているのですけれども、ですからその辺を町民ははっきり確認したいところだと思います。いろいろやっぱり考えとか、趣があるわけですから、指摘されて当然これは当たり前だと思うのです、前町政を。その考えはいいのですが、ただ選挙戦のときに述べられているこのいろんな指摘事項が、本当に今もそれをそのまま町長は考えているのかどうかということ、私は町民に代わって確認したかったから申し上げたのです。もしなければそれでもいいのですけれども、もしできれば一言町民の方にお願したいのです。

議長 北村嗣雄君、あなたの質問に対する町長答弁はされていますので、これ以上、真意を伺うということの質問の趣旨ですから、町長は十分答弁していますから、それでなおかつ足りない分の関係は質問外になりますから、今までの町長の答弁で納得できない部分があるとしたら、具体的に何かということと、それからマスコミ等で出された関係を一々拾い上げてやるのはよろしくない、その辺はきちっと分け隔ててお願いたします。

町長、答弁はございますか。

町長 ありません。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。今後内記町政がどういう形で、私も期限のある限り、いろいろ聞いたり、あるいは意見を述べたりしていきますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次、今後の町政運営についてですけれども、前職の細井洋行氏は町長選挙での僅差の落選を受け止め、「この12年間、西和賀のために一生懸命頑張ってきたが、これが町民の評価だ。次のリーダーが明確な将来ビジョンを描き、次の次世代に夢や目標を与えてほしい」と思ひを託して弁を述べている。私は、21票の僅差で勝利、発足した内記町政、町を二分した結果となり、旧町村の地域対決の様相をさらに大きく呈したと思ひられます。今後どういう地域間の融和を図り、町政の運営を進めていくのか、町長の見解をお伺ひします。

議長 内記町長。

町長 今後の町政運営についてお答えいたします。

私は、民主主義、特に民主主義の学校と言われる地方自治におきましては、政策決定までのプロセス、過程は非常に大事であると思ひます。このような視点から、選挙は民主主義においては最も大事な政治参加の機会であり、各立候補者が現状認識、問題意識、政治理念、政策等を開陳し、選挙民の方々に考え、選択していただく行為は尊いことであると思ひます。そして、その選挙の結果については厳粛に受け止め、公約の実行に努めていかなければならないものと覚悟しております。

ご質問に旧町村の地域対決の様相をさらに大きく呈したとございますが、単純にそうだったかどうかはよく分析してみないと分からない点があるのではないかと考えております。さきにご質問をいただきましたトップダウンと積み重ねの点や、私が施策として訴えさせていただきました介護など、高齢化の進展に伴う身近な暮らしの諸問題への取組、基幹産業の強化へのア

プローチの仕方、教育、文化、そして人材育成の考え方におきまして、それぞれ差があるものと考えております。こうした点をどう評価、判断材料とされたのか、私の基本理念としております対話の政治を通じて理解を深め、そしてより多くの町民の皆様から共感を得ていくことが必要であると考えている次第でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今後内記町政のカラーというのが見えてくると思うので、私もじっくりとそうした町長の考え方をお聞きしながら、あるいは可能な限り協力は惜しまないつもりです。町の発展のために努めていきたいなと思ひていますが、今町長のほうからいろいろご答弁ありましたので、これについても深入りはしませんが、さらなる町の一括した行政運営ができることを祈念をしておきます。

それから、次に入っていきますが、地域振興についてですけれども、①の沢内バーデンの在り方について、この沢内バーデンについては前町長もいろいろ策を組んだり、いろいろ対策を講じてきておりますが、昨年度を含めて今年、この選挙戦前までは、あらゆる手法の中でよりよい解決策ということで、それを進めておりますが、町長はこのバーデンの在り方について、今後継続していくのか、それともここで一回見直しをしようとしているのか、その辺町長としての考えがあればお伺ひします。

議長 内記町長。

町長 沢内バーデンの課題については、担当課長から答弁します。その後、私から今後の見解について述べさせていただきます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私から沢内バーデンについてのご質問について、まず課題といったこととお話しさせていただきたいというふうに思ひます。

沢内バーデンは、本館が平成4年、完成から既に29年が経過しております。新館は平成8年

に完成し、25年が経過しているという状況です。施設の老朽化が一番の課題というふうに考えております。

すみません。もう一度、議事録の関係もあるかと思しますので、もう一度最初からお話をさせていただきます。

沢内バーデンの課題についてお話をさせていただきます。沢内バーデンは、本館が平成4年の完成から既に29年が経過し、新館は平成8年の完成から25年が経過しているという状況でございます。施設の老朽化が一番の課題であるというふうに考えております。

令和元年度に実施いたしました劣化状況等調査の結果から、本館では、一部を除き、その全ての区分において劣化が進んでいる状況であることの報告を受けておまして、更新や修繕が必要であるという状況でございます。特に浴室については劣化が著しく、このままの運営継続は困難な状況になっているというふうに考えております。新館につきましては、本館ほどの劣化状況ではありませんけれども、年数相当の劣化度であるという状況でございます。さらに、機械設備関係につきましては、修繕や更新をその都度行ってきてはおりますが、全体として更新が必要だろうというふうに考えております。施設全ての改修となれば、相当な経費を捻出することが想定されております。

今後の在り方につきましては、昨年度第三セクターの経営改善事業の一環といたしまして、当該施設の在り方についても検討を進めてまいった経緯がございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君、ちょっとお待ちください。

町長が答弁します。

内記町長。

町長 それでは、私から見解を述べさせていただきます。

沢内バーデンでは、増築を経て、町民及び町内を訪れた方々との交流の場としての機能を発

揮してきましたが、管理運営主体である株式会社エステックの経営不振による会社清算を受け、現在は入浴のみの利用となっております。

しかしながら、交流の場としての役割がなくなった、町民の方々からの期待がなくなったかといえば、そうではないと受け止めております。一気に以前のような営業に戻せないとしましても、早期に休憩機能の復活など、取り組めるところから取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまた、志賀来にありますクロスカントリーコースや志賀来ドームなどを含む志賀来全体の活用を踏まえ、再考し、可能性を探っていきたいと現在のところ考えているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。このバーデンについては、今後いろいろ町長は町民と対話というか、英知を結集した上で方向づけを出していくと。これは何事にもそうでしょうけれども、住民の皆さんはこれをできれば継続してほしいという意向が強いと思いますので、その辺を十分に検討していただいて、やめるのは簡単ですけども、継続ということはなかなか厳しいところがあると思います。これはひとつよろしくお願いいたします。

では、次の②に入りますが、旧貝沢小学校の利用促進について、旧貝沢小学校利活用に係る要望書を町に提出し、議会においてもその請願が採択されております。町長も早期実現の意向を示されておりますが、改めて町長の見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 内記町長。

町長 旧貝沢小学校利用促進につきましての経緯と現状につきましては、担当課長より答弁します。その後、私から見解を述べさせていただきます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから回答

させていただきます。

旧貝沢小学校の跡地利用を推進するための要望書については、西和賀町北部活性化推進委員長、貝沢牧野組合長、貝沢区長、若畑区長の連名により、令和3年7月15日に西和賀町長に、令和3年8月5日に西和賀町議会議長にそれぞれ提出されております。議会に提出されたものについては、9月議会において採択されたものと承知しております。

この取組ですけれども、平成29年度に貝沢地区で旧貝沢小学校跡地利用推進委員会が立ち上げられ、平成30年度には若畑地区を加えて、西和賀町北部活性化推進委員会として、盛岡方面からの玄関口という強みを生かしながら、特徴ある自然環境などの地域資源を生かし、交流人口の増加と地域の活性化を図ることで、持続する地域の構築を目指して、主体的に話し合いが進められているものです。

これまで大学などの専門機関の助言を受けながら、地域の視点によりワークショップや先進地視察等を通じて協議会が進められており、現在は旧貝沢小学校の跡地利用に加えて、地域活性化のための組織化、地域のファンをつくるための事業、産直の魅力化など、具体的な内容について話し合いが進んでいるところです。町では、この取組に対し、補助金の交付という形で活動支援を行っているほか、ふるさと振興課の職員や集落支援員を話し合いの場に派遣を行っております。

ご質問の旧貝沢小学校の活用については、校舎を改修して、特産品の製造、開発につながる加工スペースや、イベントや展示に活用できるスペースに加えて、サテライトオフィスなどの機能が検討されているほか、校庭に物産館を新設し、産直や観光案内所といった交流機能に加えて、簡易郵便局やATMなどの生活機能の集約について話し合いが進められております。今後、委員会として活用案がまとまることになっておりますので、それをたたき台としながら、町と

地域において協議を進めることになると思われ  
ます。

拠点施設は、設備もさることながら、それぞれの機能を運営する担い手が重要となりますので、そうした点も確認しながら、当該事業が持続可能なものとなるよう、すり合わせながら支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長 内記町長。

町長 では、私から見解を述べさせていただきます。

担当課長より答弁させていただきましたように、本計画は地域が主体的に取り組まれているものであり、地域振興を図っていく上で大変有意義で、望ましい在り方であると認識しております。

しかしながら、計画を実施していくためには、財源や担い手などの課題を解決していかなければならない。地域のみでは難しいことであるとも思っております。私としましては、再生可能エネルギー、例えばになりますけれども、木質バイオマスによる小型熱電併給、熱と電気をつくり出す機器でございますけれども、そういうのを施設への導入に充てるなど、特色をより持たせることによって、補助事業等の導入をしやすくするなど、考えの一つでありますけれども、財源確保を図る、あるいは運営に当たりましては専門家のアドバイスをいただくなどの支援も可能ではないかなというふうに考えておりますので、努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

実施に当たりましては、そのほかにできることから実施していくという考えもできるかと思っておりますので、その辺を地域と連携を図りながら、対話を通じまして対処してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。職員の方にも結構、何回か来てもらって今小会議を持って、中

身の具体化を進めておるのも先ほど担当課のほうからお話ありましたが、これが具体化して、ある程度方向を示していただいたら、この委員の皆さんは地域が若畑、貝沢になっていますけれども、ある程度取り組める事業というか、いろいろ調査に関わるある程度予算を置いていただきたいというのは、地域としても、あるいは委員会としても一つ要望しておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

今後見通しが出れば、徐々に町の担当課のほうにもお願いする形になると思うのですが、町長としてはこれをやはり早期に実現したいということで、これも選挙戦の中で具体的にお話いただいておりますが、その辺改めて確認をしておきたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおりでございますけれども、そのやり方、どの辺までどうといろいろあると思いますけれども、できる限りその実現に向けて努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。

私は質問、今回はあくまで、4項にわたっていますけれども、内記町政が今後どういう方向で町を立て直すというか、つくり変えていくのか、その辺を記載をしながら町長の意向を聞きたくて、今回こういう形の質問をさせていただきました。次回についてもいろいろ勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

私はこれをもって一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順5番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 おはようございます。一般質問の最後になりました。高橋和子でございます。町長におかれましては、どうぞよろしく願いを申し上げます。

このアクリル板で聞こえにくいところがあるようですけれども、マスクを外すと何か恥ずかしいような気もしますけれども、対面はちょっと何かきついなど、年々そう思いますが、よろしく願いします。

最初にでございますが、1番目、エネルギー問題につきましてお伺いします。地球温暖化で自然災害が強大化しております。当町では、高齢者が多く、不安も増大しております。せめて町内において可能な循環型エネルギーはつくり出せないものかと、そういう住民の声がありました。この方は、高齢化して、災害が多くて不安だなど、僅かな力ではあるが、こういった地域でも自然環境に優しい、炭酸ガスを出さないような、そういう脱炭素のエネルギーはどうだろうかという、こういうことでございますので、町長のお考えをお伺いします。

議長 内記町長。

町長 エネルギー問題につきまして、担当課長から答弁させていただきます。

議長 企画課長。

企画課長 エネルギー問題につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

自然災害時における循環型エネルギーにつきましての問題になります。近年多発している大規模な自然災害では、ライフラインが甚大な被害を受け、復旧には長い日数を要するなど、多くの被災者が不便な環境下での避難生活を強いられることがございます。ライフラインの途絶えた状況下では、まきストーブや太陽光パネルなどの自立分散型の再生可能エネルギーの重要性が広く認識されております。このことから、

災害に強い地域づくりという観点からも、公共施設等への自立分散型の再生可能エネルギーの導入に対しては関心が高まっております。

お尋ねの循環型エネルギーの活用は、化石燃料を使うことで発生する温室効果ガスによる地球温暖化、それに伴う気候変動による異常気象などを考えますと、これからのエネルギーとして大変有効な手段であると考えております。

また、小規模なエネルギーを地域で生産し地域で使う、いわゆるエネルギーの地産地消の仕組みについては、強くその必要性を認識しているところがございます。今後も引き続き取組の検討を進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

議長 高橋和子君。

4番 今課長のご答弁によりまして、町長が思うところがありましたらお願いします。

議長 内記町長。

町長 行政としての取組につきましては、今担当課長からお話しした経緯と今後の取組としてでございます。私自身としましては、過去に、職務経験から、まきストーブの普及に取り組んだという過去がございます。まきストーブにつきましては、再生可能エネルギーの中の一つの例になるわけですが、これは単にまきストーブを入れるということだけではなくて、ライフスタイルといいますか、そういった在り方等にも関わる、西和賀でどのような暮らしをすると西和賀らしい暮らしができるのか、それを突き詰めると災害にも強い生活スタイルになるとか、そういうものも含めまして普及をやってきた経緯がございます。もう一度その辺に立ち返りまして、西和賀の自然エネルギーの可能性に注目し、そしてまた災害、自分たちの暮らし、西和賀らしさというものを含めまして、先ほどの取組に加えまして今後取組を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 ちなみに、まきストーブの普及はどれぐらいになっているのか、手元にありましたらお答えください。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 ただいまの質問につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

過去5年間、町の補助事業で導入を進めたものということでお答えをしたいと思いますけれども、平成28年度は2件、平成29年度は1件、それから平成30年度は2件、令和元年度は4件、それから令和2年度は2件ということで、計で11件ということになっています。ただし、これは補助事業で導入を進めたものということでございますので、ほかにも個人で導入されたものにつきましては把握しておりませんので、あくまでも補助事業で導入したものであるということで捉えていただければと思います。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 最も行政らしいご答弁だったと思います。補助金の分は分かるけれども、そのほかは分からないでは、こういうものを進める上では非常に不十分ではないかなと思いますので、引き続き全体を把握するようにお願いしたいと思います。

それから、先ほど企画課長のご答弁で、地産地消の必要性があるということでございましたが、そのことについて何か具体的にありましたらご答弁をお願いします。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからお答えさせていただきます。

今お話ありましたまきストーブについてもそうなのですが、やはり地域にある資源を有効に活用してという中では、一番手をつけやすいのはまきストーブ、チップ、そういったものの活用というのが考えられるというふうに思っております。

あと、なかなかこの地域では、太陽光発電と

いうと日照時間の関係から進めにくいという部分はございますが、今旧老人福祉センターにも太陽光発電の設置をしておりますし、そういった部分のデータ取りをしておりますので、いろいろこの方向性を今後検討していかなければならないものというふうに考えてございます。

議長 高橋和子君。

4番 今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。このように、住民から声が出ておりますので、この件について関心のある町民がかなりいらっしゃると思いますので、引き続き質問していきますので、今後ともよろしく願います。

それでは、次に行きます。2番目に人口問題でございます。町内の人口は、自然減も加速されております。その速度を遅らせる対策を今後どのようにされていくのか。いろいろ取り組んではいらしたわけなのですが、私の目からあまり成果が上がっていないような気がしますので、今までの実績は実績として押さえて、これからどのように積み重ねていくのか、その辺今計画にあるものがありましたら願います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

西和賀町の高齢化が50%を超える現状において、死亡数が出生数を大きく上回っていることが減少の原因であり、現状から、自然減から自然増に極端に好転させることは難しい状況ではありますが、第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略において計画した事業を着実に実行していくことで、子供を産み育てることができる環境づくりとともに、健康寿命の延伸を図ることで、減少幅の抑制につなげてまいりたいと考えております。

自然減対策としては、結婚から出産、子育てとライフシーンに寄り添った切れ目のないサポートが大切と捉えておりますので、第1期から取り組んでいる子育てサロンや放課後児童クラ

ブの運営に加えて、地域ならではの婚活支援や職場に向けた婚活支援事業の説明会の開催ですとか、新婚時に必要となる経費を支える新生活応援補助制度の新設も行っているところです。

また、社会増減分野の取組と重なりますが、西和賀町で暮らす方の所得と雇用、住居を確保することは、若年層の定住、子供を産み育てることができる環境づくりにもつながりますので、若者住宅等の住宅整備ですとか、地域ならではの産業振興にも継続して取り組むことは、自然減対策にもつながるものと認識しております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 町長、何かありますか。

議長 内記町長。

町長 お答えします。

今お話ありましたように、トータルで町をよくしていくことがそれにつながるということで取り組んできているかと思えます。私自身は、今後勉強なり、検討なりさせていただかなければいけないなと思いましたが、就任以来、個人の会社であったり、第三セクターであったり、病院もそうですけれども、若者の住宅が必要だという声が多く寄せられております。いろいろ他市町村に比べても、若者が西和賀町に来て、ぜひ住みたいという声があるという声を聞いております。それが実際にどれぐらいのものなのか、あるいはそういう住宅を整備することで来るのかということをしっかり見極めさせていただいて、そういうことが若者の方が住む誘引になるのであれば、前向きに検討していきたいと思えますし、それらも含めて、今までの取組に加えて、そういう視点で進めさせていただきたいという思いを持っております。

議長 高橋和子君。

4番 人口問題は、町がなくなるかどうか、この一番のネックだと思います。今ご答弁された内容をさらに煮詰めてやっていただきたいのですが、これは一担当課とか、町長が言ったか

らとか、そういうことではなしに、役場全体としてどの課も関わる問題だと思えます。そういう総合的な形に持って行って、それをどれだけ若い人たちやよその人たちにアプローチして、来てもらうか。住宅だけ準備しても来ないでしょうし、職場がないということが非常に大きな課題でもありますので、いろいろな面で今おっしゃられたことをさらに広げてやっていただければと思います。

3番目に移りたいと思いますが、農業対策でございます。①は、今後の農業の発展への対策について、対策をお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 それでは、私が今後の農業発展のために必要と考えていることについてお答え申し上げます。

西和賀町の農業の変遷を振り返りますと、昭和40年代には県内で最も米への依存度が高く、寒冷な気象条件もあり、冷害に常襲される地域でありました。このため、畜産や野菜、花卉を組み合わせた経営を取り入れた生産を伸ばし、西和賀型の複合経営と呼ばれるようになりました。農業産出額も増加し、平成7年のピーク時には約40億に達しましたが、その後は高齢化による労働力の減少や農産物価格の低迷により、長らく右肩下がりの状況が続いておりました。平成20年代に入り、農業産出額は10億円台半ばで低迷を続けておりましたが、平成30年代に入り、若干ではあるものの、回復の兆しが見えてきたところでございます。

この一番の要因は、中心となる農家の経営強化が進んできたことと考えております。土地利用型の農家の農地集積が進み、100ヘクタールを超える経営体も出てきておりますし、花卉、畜産においても販売農家は減少しているものの、1戸当たりの販売額は大きく増加しております。また、法人化や集落営農組織が結成され、経営の高度化が進んでいるのもその一つの要因であります。

土地利用型農業では、大規模経営体が増加し、十数年前まではほぼ栽培されてこなかった大豆やソバが重要品目に育っております。県道1号線や国道107号線沿いには、夏には白いソバの花が咲き誇り、西和賀の景観形成にも役立っており、今後は6次産業化や観光との連携が必要と考えております。

ソバは一例ですが、経営品目にかかわらず経営を持続できる強い経営体を育成していくことが重要であると考えております。

もう一つ重要と考えておりますことは、農村集落対策であります。人口減少により集落活動が低下し、地域活動の減退につながっているところも多くなってきております。農村が培ってきた景観や文化は非常に貴重な財産であります。このため、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金をはじめ、様々な事業や人材を活用し、将来にわたって持続できる小集落をつくっていくことが重要であると考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 大変大きな課題ですので、今ご答弁にありましたように、時代の大きな変化が農業にも及んでいるわけでございます。

今持続可能という言葉を使いますと、これからの農業において、持続可能な農業というのはどういうふうなものになるのか、その点についてご説明お願いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えさせていただきます。

世界的に言われていますのは、環境問題が大きいかなというふうに感じております。農業に限らず、環境に負荷をかけるようないろいろな産業の持続というものは、世界全体で今あり得ないというような方向に進んでいるのかなと思います。そうした中で、農業におきましても持続可能性、環境に負荷をかけない点が大きく取り上げられていることだと思えます。

ただ、西和賀におきましては、環境がよくて

も人がいないことには持続しないわけですから、西和賀においてはそういうことも含めて、持続可能性、担い手、あるいはその基盤というものを考えながらやっていくということが持続性を保っていく上で重要だというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 西和賀の人口は非常に少ないです、実像をしっかりと捉えるということができると思います。3年後にこういう人口で農業をやる人がどうか、5年後、10年後を見通せると思いますので、そしてまた高齢者でもできる農業というのがあるだろうと思います。収入につながるそういったものも含めて、これから研究して、実践していただきたいと思います。

次、4番でございます。林業対策についてお伺いします。現在の当町における林業の課題は何かをお尋ねします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 林業の課題につきましては、私のほうからお答えをしたいと思います。

林業政策における最も大きな課題でございますけれども、私有林の適正管理をいかに確保するかということでございます。西和賀町のみならず、全国共通の課題として、森林の所有は小規模、分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われず、伐採した後に植林がされないという事態が発生しております。その結果、崖崩れや山体崩壊などの災害が多発し、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進に支障が生じております。このような事態に対応することを目的として、国は森林経営管理法を制定し、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積、集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うこととしたものでございます。

町では、森林経営管理法に基づき、令和3年

度と令和4年度の2か年にわたって、森林所有者に対し、経営管理意向調査を行うこととしております。この調査結果を基に、私有林の適正管理の方向性を検討することとしております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 課題をお伺いして、適正管理をするということが課題だということですね。この私有林をしっかり管理して、所有者の所得につなげていってほしいということですが、そういったときに現存する杉などの木材の状況というのはどうなっているのでしょうか。

議長 和子さん、質問の趣旨、ちょっと具体的に話してもらわないと困ると思います。

4番 林業の課題は、私有林の管理だということでありました。そうしますと、この私有林が町内にたくさん点在しているわけですから、そういった私有林の林業の木材、ちょっと言葉が見つからない、立木ですよ、それらの状況というのはどうなっているのか。利用価値から見たらどのようになっているのか。舌足らずで申し訳ないのですが、お願いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

こちらで把握している私有林の面積というのは、約3,000ヘクタールあるということでございます。それで、今ちょっと答弁のほうでも申し上げましたけれども、この森林の所有者がなかなか、そもそも場所が分からないということもありますし、あとは集中して管理したいということもそうなのでございますけれども、そもそも場所が分からないといった現状があります。

まず、個人が持っている私有林につきまして、きちっとお知らせをするということと併せて、森林カルテ等でも調査をしているのですが、具体的などの場所にどの木がどれくらいと、そういったものを把握するというのが、令和3年度と令和4年度にその意向調査をするという

こととございます。そういったことを通じて、きちんと状況を把握するということによって、今後の経営管理を考えていきたいということで今進めているといった状況でございます。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 今のところ状況はまだ分からないということで、調査するということですね。今年度と来年度の、今年度はやっているわけですよね。それが分かたらまたお伺いしたいと思います、それは財産としての利用価値と絡めて教えていただきたいと思ひますし、それから現場を預かる森林組合の状況とかも含めて、今日は答弁要りませんが、お願いしておきたいと思ひます。時間ちょっと分からないのだけれども。

次に、5番目に入らせていただきます。一般国道107号のトンネル化について、しつこくいつも聞いておりますが、町民もお伺いしたいということですので、トンネル化、今後どのような動きになっていくのかということ、これは県の管理でございますので、地滑りの、今後ともどこに地滑りが起きてくるか分からないような107号だと思ひますが、そういった中でのトンネル化の位置づけを県のほうはどのように捉えており、町はどのようにそれを把握しているのかということをお伺いしたいと思ひます。

議長 建設課長。

建設課長 一般国道107号のトンネル化についてお答えいたします。

一般国道107号のトンネル化についてどのような動きがあるのかというお尋ねでございますが、このことに関しましては現時点で何か大きな具体的な方針等は県から示されているということはありません。現在県において、様々な面から検討がなされているものと承知をいたしております。

また、今回の地滑りと危険箇所の予測などによりトンネル化の位置づけを変えたのではないかとご指摘に関してであります、町では

毎年度、県要望と称して、行政課題各般にわたる要望を県に対して行っております。その都度、県からは取組状況について回答をいただいております。この国道107号のトンネル化などの抜本対策もその一つでありましたが、今回の地滑り災害を踏まえ、従来までの県の回答から、今回は一步踏み込んだものになっておりまして、そういう意味においては今回の地滑りがトンネル化を含めた抜本的な改良整備に向けた大きなきっかけになっているものと認識をしているところでございます。

また、このことについての町としての考え方は、昨日町長から刈田議員へ答弁申し上げたとおり、今後は最重点の要望項目として、国や県に対して強力に働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 この107号については、議会でも度々ご報告いただいております。今ご答弁の中で、県が一步踏み込んだ方針を出しているような感じのご答弁でございましたが、その点についてご説明いただけますか。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

県要望に対しての県の回答でございます。昨年度までは、このトンネル化についての回答は「多額の事業費を要することが見込まれるため、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます」という回答にとどまっておりました。これに対しまして、地滑り災害を踏まえた今年度の県要望に対しての県の回答でございますが、「トンネル化などによる抜本的な改良については、まずは災害復旧事業等の規模を把握することが必要ですので、現在の調査を進めるとともに、今後の対策について検討を行います」ということで、検討するということを明言している回答となっております、この点を私は評価して、一步踏み込んだ回答に

なっているものというふうに、先ほど答弁申し上げたとおりです。

議長 高橋和子君。

4番 以前、国のほうに政党のほうで要望に行きましたら、国のほうでは県からトンネル化についての要望が出されていないという答弁でありまして、その後で県のほうと交渉しましたら、県のほうでは、やはり今課長がご答弁されたような内容で、できないのだというふうな最初の頃のそういったことでしたので、それから見ますとやはりこの地滑りを契機にして、非常に復旧も困難であるし、また別なところも危険な感じを持っているというようなこともあるのだらうと思いますが、そういった検討のほうにいつて、早期に安全に通れる107号になっていけばいいなと思っております。

仮橋の説明もありましたけれども、一方通行のようですし、大型通行、冬場なんかは本当怖いだらうなと思うし、私も高いところは怖いので、通りたくないなと思うような仮橋でないかなと思っております。しっかりした、ばんとしたものができていただければありがたいのですが、今後ともよろしく願います。

次に行きたいと思います。6番目、国保税についてでございます。これも何度も質問しておりまして、大変恐縮ではございますが、非常に町民にとっては深刻な内容でございますので、引き続きご検討いただきたいと思っております。

それで、ここにありますように、提出しておりますように、子供の均等割です。これは、国のほうでは令和4年度から未就学児の5割の軽減をするという方針を出しているように聞いておりますが、これは町のほうではどのように説明されているのかをまずお伺いしたいと思います。

議長 税務課長。

税務課長 私からは、国保税の子供への均等割の課税について、どのような情報が入ってきているかということについてお答えします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されました。内容としましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において子供の均等割保険税を軽減するものです。対象者は未就学児、軽減割合は均等割額5割軽減となっております。

なお、法律改正に合わせて、西和賀町税条例を改正する必要があることから、令和4年度からの国保税に適用させるため、3月議会に提案する予定で準備を進めているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。3月議会にということでございますが、その次を読みますと、もしそうであるなら、あまりにも少ない軽減であると思います。当町においては、極端に該当者は少ないのではないかと推察しております。

来年度の予算に向けて検討するときに、やはり18歳まで該当させて、全額免除するくらいでないと、子育て家庭への支援にはならないと私は思います。

そして、西和賀町の国保会計であれば、それは可能だと確信しておりますが、そういった点での計算、国が言うような5割軽減、何人で幾らと計算されていらっしゃるのか。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、未就学児の5割軽減の試算ということでお答えしたいと思います。

令和3年10月26日現在になりますが、国保に加入している未就学児は14人でございます。7割、5割、2割のそれぞれの軽減と軽減なしというもので試算しますと、医療分で9万7,850円、支援分、後期高齢者支援金の課税額になりますが、支援分で3万6,050円、合計で13万3,900円が軽減となります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 この金額が多いと見るか、少ないと見るか、非常に明らかではないかと思いますが、これから私がお願いしたいと思います高校生まで計算していただければいいと思います。今手元がないと思いますので……ある。進んでいますね。それでは、その18歳までお願いします。

議長 税務課長。

税務課長 試算をさせていただいております。18歳まで該当させて、全額免除させた場合、どれくらいの試算になるかという試算を説明したいと思います。

18歳到達者は38世帯で68人、7割、5割、2割それぞれの軽減と軽減なしで試算しますと、医療分で98万8,000円、支援分で36万4,000円、合計135万2,000円が軽減となります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 私前にお伺いしたときは、いつだったかちょっと忘れましたが、3年ほど前だったかな、170万ぐらいだったのです。それからしますと減っているような気がしますし、国保会計は単年度で言えば時々赤字になりますけれども、大丈夫ですので、これは課長がどうのではなくて、やはり首長、町長の決断いかんに関わるのではないかなと思います。ご検討いただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

私自身、税に対する理解、ほかとのバランス、額の大小にかかわらず、税制上どうなるのか、あるいは今お話ありました実態、そして他市町村の動き等をいま一度理解を深めさせていただいて、方向づけをさせていただきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 ぜひご検討をいただきたいと思います。西和賀町、かつて沢内は、全国に先駆けていろいろ老人医療費とかやってきた歴史があります。そういった先達に倣うなら、いいことはぜひと

も倣って、実践して、よそはどうであれ、町民の実態を見て、必要であればぜひとも決断をしてやっていただきたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。次は、7番目、子供の対策について、①でゼロ歳児保育を強く求めるが、対策をお伺いします。これは、湯田でも沢内でもこういう声が出ておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 ゼロ歳児保育についてお答えいたします。

若い世代が安心して子供を産み育てる環境づくりは重要であると認識しております。そのためには、ゼロ歳児保育の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。ただし、乳児を預かるための乳児専用施設の整備、職員体制等の課題がありますので、担当課である学務課、保育所、そしてまた民間でいろいろ検討されているようなご提言もいただいておりますので、その方を併せて話し合いをさせていただきながら、実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 大変前向きなご答弁いただきました。では、担当課のほうでどういう課題が現存しているのか、やれるところはいいとして、困難なところもあると思いますが、どういうことなのかお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから課題についてお話しさせていただきたいと思います。

先ほど町長からもお話ありましたけれども、やはり乳児を預かるための専用の施設の整備というところが一番大きな課題です。あと職員体制の部分の課題もあります。赤ちゃんを預かる、乳児を預かるということですので、目が行き届くしっかりとした体制づくりがないとお預かりできないことだと思います。そういった部分の対応をしなければならないというところが大きな課題となります。これからの子育てニ

ズに応じてはまいりたいと思いますけれども、そういった課題を整理しながら検討していきたいと考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 例えば今施設、それから職員体制、そこをちょっと具体的に触れてください。

議長 学務課長。

学務課長 職員体制の部分ですけれども、制度改革によって看護師の設置は必要ではないのですが、ただ設置が望ましいという形になっておりますし、実際運営しているところは看護師を置いている形になります。やはり赤ちゃん、乳児を預かることですので、そういった部分のフォローは必要であるというところです。

あと、施設については、町立の例えば保育所で行うとすれば、スペース的な部分は、児童数減っていますので、対応できるスペースはあるのですが、やっぱり乳児をお預かりするために様々な保健所の部分の規定等もありますので、そういった部分に合致する形での施設の整備が必要になってくるというところが課題となります。

議長 高橋和子君。

4番 保健所は何て言っているのですか。

議長 学務課長。

学務課長 実際にそこまで保健所と話を詰めている段階ではありませんので、そこはこれからの協議になろうかと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 それでは、よろしくお願いします。

それから、その次に②ですが、子供のこと全般について支える子育て支援センターの設置計画があったような気がしますが、これは思い違いなのか、今どのようになっているのか、もし同じようなレベルの事業があればそれでも結構ですが。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 子育て支援センターについてお答

えいたします。

地域の関係機関が連携し、妊娠、出産から子育てまでの切れ目ない支援が実施できるよう、必要な情報を共有し、支援やコーディネートを行う拠点としての機能を持つ子育て世代包括支援センターの設置につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策や、それから新型コロナウイルスワクチン接種など、緊急、優先的に対応すべき事務が健康福祉課のほうで重なったことから、関係機関と協議ができていない状況に現在あります。そういう状況ではありますが、まず今できることということで、助産師による母子支援や、保育所、保育園の巡回相談、それから社会福祉協議会主催の子育てサロンとの連携は、継続して今実施している状況にあります。

今後につきましては、関係課である学務課や生涯学習課と課題の共有や社会資源の掘り起こしなどを行って、子供や保護者のサポート体制を構築していきたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。コロナで本当にご苦労さまでした。大分ワクチンも行き届いて、沈んできてはいるようですが、また新しい株がどうなるかというようなところあります。

これから構築されていくということですが、子供のことについて、また子育ての方々が何かぶつかったときに、そこへさえ行けば、いろいろな子育て関連の課題が解決されて、安心できるというふうなものが欲しいのだということですが、そういったご要望に対して実施されていけるものなのかどうか、その辺でお伺いしたいと思いますが。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 子育て支援につきまして、今何かぶつかったときに相談に乗れる場になるかどうかというご質問だったかと思いますが、基本的には子育てだけではなく、妊娠、出産について、様々な相談に対してお答えをできる場として、現在子育て世代包括支援センターを検

討しているところになりますので、保健師だけではなく、保育士であったり、助産師というようなスタッフの体制を取りながら進めていければというふうに担当課のほうでは考えているところになります。

議長 高橋和子君。

4番 子育てといっても、やはり妊娠、出産は必ず関わってくることで、当然でございますので、ちょっと発言を省略しましたが、そういった内容であれば非常にいいかなと思いますが、そこに行きさえすればというあたりはどうでしょうか。その窓口に行きさえすれば、そういった関連の不安が解消されるという点ではどうでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 その体制づくりにつきましても、これから学務課や生涯学習課と協議をして進めていく予定ですが、まず基本的には健康福祉課なりのほうで、いつ来ていただいても体制が取れるような形で、いつ来ていただいてもお答えできるような形が望ましいというふうなことで考えているところになります。

議長 高橋和子君。

4番 しつこくて申し訳ないですけども、一般の町民の方は役場に来るなんていうのはなかなか、来て話すとか相談するというのは結構厳しいところがあるので、来にくいとか、そういった点での窓口、さらりと心配なく行けるような場というのが取れないかどうか。ご検討いただければ、今まだ形だけなので、ご答弁難しいかと思いますが、そういった点でのご検討はいかがでしょう。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 議員さんから、例えばいつでもさらりと行けるような場というふうなご提案いただきましたので、そちらについてもご意見として承りまして、今限りある施設、新たに建物というのはなかなか難しいような状況というところもありますし、今ある既存の施設で運用でき

るかどうか。また、今後将来に向けて保健センターというようなお話もありますので、その中で運用ができるのか、皆さんからご意見をいただきながら総合的に、財政のほうの課題もあるかと思っておりますので、そちらのほうも含めて検討していきたいと思っております。

議長 高橋和子君。

4番 人口を増やすという点からも、こういった面というのは非常に役に立つものと思っておりますので、それらも含めた、よそから来ても、ぽつと来ても、ここがあってよかったなという、そういう場になれば、若い人は非常に定着できるのではないかと思います。ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その次に8番目、男女共同参画についてお伺ひしたいと思います。ジェンダー平等社会を世界中で目指す時代に入っています。男性だとか、女性だとか、限ることさえも大きい問題であるという部分もございます。そういう時代に入っております。それはそれとして踏まえておきながら、なお男女共同参画をどのようにして実現していくのかという点で、また問題提起をしたいと思っております。新町長をお迎えしておりますので、新たな転換になればいいなと思ってお伺ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 男女共同参画についてお答えしたいと思います。

男女共同参画につきましては、女性も男性もお互いに、自分に対しても、周りの人に対しても、社会的性別、ジェンダーにとらわれない視点を持って、男女が対等な関係性を持って、家庭や地域、行政、企業等、様々な分野において、共に活躍し、能力が発揮されるよう、その固定的役割分担意識の解消に向けた取組を推進することが重要と考えております。

家庭や職場、地域社会の中にあるジェンダー不平等に気づき、なくしていくことが必要で、

基本理念の意識啓発を行うとともに、住民が取り組めるような活動、行動なども示していきたいと考えております。

例えばですが、子育て世代の有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んで、今年の2月に町内で初めて、いわて子育てにやさしい企業に認定された事業所もございます。そういったところをお手本にしながら、同様の取組を行う事業所を拡大していくような取組も必要かと考えております。

来年度町の男女共同参画プランの更新の際にも、そうした点を意識し、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 この質問するたびに思うのですが、どうも先が見えてこないのです。前に申し上げましたけれども、こういうのは役場からというようなことを申し上げました。やはり住民にどうせよと言うよりも、役場のほうで課題はないのか、役場でこういう課題があったから、このように解決して、ジェンダー平等、男女共同参画、そういったところに、住民に手本を示すようなものとしてやるというふうな、そういうお考えはないのか、担当課としてはどうでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今まで男女共同参画の理念の普及の啓発に取り組んできており、そういった学習講座などを開催しております。男女共同参画の地域のほうの女性の意見を通す場が必要だという部分もありますし、そういった部分では講座によりリーダー的な研修をやってきたという、取り組んできているというところでございます。

役場で行われる各種委員などにつきましては、なるべく女性が、男性ばかりの会議にならないように女性が入る、女性の視点を入れるという部分については、各課で大分浸透してきておりますし、そういった委員の選択もされてきております。ただ、女性の代表というところで、婦

人会などにそういった委員の依頼も結構あるのですけれども、婦人会のほうでそういった委員を受けたときに、実際にその場に行ってどういうことを話したらいいのか、どういうふうに話せばいいのかという部分も分からないというような課題もあると聞いております。そうした中で、そういった学習会を通じながら、自分の意見をどういうふうに伝えようか、伝えたいのかといったような、そういった学習講座などで意識啓発も図っていているという、取り組んできていると思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 男女共同参画の場合に、女性はいろいろ慣れていないから、今課長おっしゃったように、役員にしてもどういうふうにしゃべったらいいか分からないとかは当然だと思うのです。それは、男性に比べて女性はそういう場数を踏んでいない、前にも申し上げました。だから、そういう婦人会などでそういった啓発したり、学習は非常に役立つのではないかなと思います。

ただし、やはりどうしても男性がそういうリーダー的な部分を占めるような社会全体の中で、女性がぽんと置かれたときにどうなるかということですよ。

また、例えば役職で男女同数といったときに、今は男性8人、女性2人だったら、男性が減るわけですよ。その男性が減ることに男性はどう思うのかということもあると思うのです。地域なんかは、特にそういうふうなものがあると思います。だから、女性が一生懸命勉強しても、男性のいろいろな思いが、考え方が変化していかなければ、自由だからいいのだよと言うのだけれども、自由ではないです。どうしても男性と女性のそういった社会的格差があるわけですから、そういった壁があるわけですよ。そういった男性主体に長年歴史をつくってきたものですから、それを女性が担う部分を増やしていくということは、男性が女性を認めて、そうい

う場に女性を据えるということなしには考えられないわけです。いろんなことに参加はできません、女性は。しかし、では区長さんに女性いるのか。議員だって、私、女性1人ですから、歴然として、非常に居心地がよかったわけではないです、最初。今は非常に居心地いいですけども、昔それほどでもなかったわけですから、個人の努力もありますけれども。そういった点でどうでしょうか、町長、何か町長として新しい視点で考える部分ありますか。

議長 内記町長。

町長 お答えします。

今いろいろお話をお聞きして、考えなければならぬ点が多いなと思いました。どうしても男性側から、先ほどの女性がいろんな機会に参加を得ても、発言の仕方だったり、そういうのは慣れないという点でなかなか進まないという話あって、なるほどなと思いましたけれども、それは実は男性側からの見方であったりということがあるのだなということを思いました。

私、昨年県の男女参画事業のサポーター事業で1年間、オンラインでしたけれども、通信で勉強をさせていただいて、男女参画サポーターという認定をしていただきました。そういうような学習を生かすとともに、西和賀の実態、そしてまた以前ある資料を読みますと、昔ほどではないにしても、都市に若者が向かう、その中でも女性の数が男性よりも都市に向かう数が多いという分析がなされておりまして、その原因というのは仕事がないとか、あるいはコンビニあるとか、便利だということも大きい。これは、以前から言われてきたことであるけれども、実はその背景に地域の慣習といいますか、先ほどの固定的な見方というようなこともかなり大きいというような分析も出されております。そういう点で、人口減少に対する問題にも関わってきますので、その辺十分理解を深めまして、地域の実態に合わせて、男性の意識改革になるのか、そういう取組を進めるよう、私自身として

も考え、進めさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長 高橋和子君。

4番 なかなか未経験の女性が何かするということは、失敗もあるわけですから、やはり温かく見守りながら、自信持たせて、立場をつくっていかせるという、育てる部分が非常に大きいかと思いますので、男性の皆さんにそういった部分での考え方を取り入れていただきたいことを申し述べて、ここは終わりたいと思います。引き続き、町長がそうやって学習されたことですから、ぜひとも役場の中からそういったものが前進していけるように、ジェンダーは男女だけではありませんで、いろいろな課題含みますので、いろいろな差別をまず役場からなくして、なければなくす必要もないわけですけども、もしあるとすれば率先して取り組んでいただきたいと思います。

では、最後になりますが、銀河ホールについてのお考えをお伺いしたいと思います。この銀河ホールをなくすのかということでご発言がありました。住民の方々がそういったご心配をされておりますが、その点について住民に向けてご答弁をお願いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

銀河ホールの今後の対応についてお答えいたします。銀河ホールは、西和賀町の文化振興の拠点として地域文化を継承する場であり、町の個性を表現する場、町をアピールできる場などで、中心的な役割を果たしてきております。今後も施設の有効活用を図っていかねばならないものと考えております。さらに観光や交流など、地域活性化につなげていかねばならないとも考えておりますが、銀河ホールの在り方につきましては、これまでも検討が重ねられ、現在に至っていると認識しております。そのことを十分踏まえまして、関係者の方々と対話を重ね、課題解決に取り組んでいく考えでございます。

ます。

議長 高橋和子君。

4番 非常に大きな課題であり、今ご答弁あったように、住民にとってはやはり今までの、特に湯田の皆さんにとっては大きなよりどころであったと思うし、町としての非常に大きな特徴を持った場所であったと思います。私も演劇とかは大好きですので、非常にこれが継続されていけばいいなと思っているところですが、議会では予算審議するときに、非常に大きな経費がかかるということでございます。しかし、その都度、そういった部分の解決を重ねながら、可能な限りの継続になっていけばいいかなと思います。予算にはいろいろな多方面のバランスがあるわけですので、十分議会とも意見調整をさせていただきながら、みんなで額を寄せ集めていける方向に、本当にこれから寂しくなっていくということも考えられますので、より一層のよりどころになれるようなものとして、特に今申し上げたような予算的な点での解決、あるいは在り方、町が抱えるのか、そうでないのかというような在り方のところで十分議論されて、結論を出していければいいなと思っております。何かありましたら。

議長 内記町長。

町長 今のお話をいただきまして、十分意見交換、意思疎通させていただきながら、課題解決に向けて取り組みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4番 それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

これをもって、一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認

を求めることについて（令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）の専決処分事項の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

この専決処分は、子育て世代臨時特別給付金給付事業への対応に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年11月26日に専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,613万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,119万2,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費2,613万6,000円の増額は、子育て世代臨時特別給付金給付事業に要する経費です。内訳は、給付事務費として、3節職員手当等、10節需用費、11節役務費、12節委託費、合わせて63万6,000円、18節負担金補助及び交付金、子育て世代臨時特別給付金として、対象児童1人につき5万円を給付するため、2,550万円を見込むものです。

次に、6ページの歳入を御覧ください。16款2項2目民生費国庫補助金2,613万6,000円は、子育て世代臨時特別給付金給付事業に対する国の補助金を歳入として見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認く

でございますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 国会でも大分議論されている特別給付金事業だというふうに思いますが、今回専決で5万円の現金を給付するということだというふうに思いますが、国では10万円、当初5万円現金、5万円クーポンというような話も出ておりました、国会では10万円現金でもいいというような話も昨日、おとといあたりから出ておりましたが、当町においては残りの5万円についてはどのような考えを持っているのか。そういう方針、現金で給付したいということなのか、クーポンにしたいということの方針がもう決まっているのか、また今後そういったことについては検討していくということなのか。

それと、11月26日の専決事項であります、この5万円の給付はもうされたということなのか、今後年内にされるということなのか、その辺の状況についてもお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

最初に、ご質問いただきました5万円が現金で、残りの5万円は現金なのか、クーポンなのかというふうな、町の方針は決定しているかということですので、現在5万円につきましては本議会のほうに専決で提案させていただいておりますが、残りの5万円につきましては、現在町のほうでは現金で支給をしたいということで、役場の庁舎内のほうではちょっと検討を進めているところになります。

そしてあと、もう一つの質問であります今後のスケジュール、給付されたかというふうなご質問に対しましては、現在10月26日専決事項ということで、事務のほうを進めておりましたけれども、要綱のほうを制定しまして、児童手当を現在受給されている方につきましては、12月上旬にまずこういうような制度がありますと

いうことでお知らせをしまして、そして受け取らないというふうな、お手紙を返信いただいた方というか、お手紙だとか、あと電話をいただいた方に対しては支給しないというふうな制度になりますので、そちらについては特に、その期間を待ちまして、現在5万円の支給について事務手続を進めているところです。年内に5万円の現金支給をしたいというところで、今事務のほうは作業を進めておりました。

あと、公務員だとか、それから高校生のみの方につきましては申請主義ということになっておりますので、これから周知をして、来年になって、年明けてからになるかと思いますが、申請を受けて、申請の都度、支給をしていきたいと考えているところであります。

議長 淀川豊君。

10番 事務手続が少しあるようですが、残りの5万円も現金でという方針が固まっているようですが、その5万円についてはいつ頃の時期を考えているのか、また今回のように専決事項で迅速に給付するような形を取られる考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 昨日政府のほうで年内に10万円の支給についてもお話がありましたけれども、まだ現在事務の手続上の連絡等が午前中の段階では来ていないという状況になっております。年内に10万円の支給ということで、国会のほうで確定で予算のほうが決まり次第、町としても迅速に対応していきたいというふうな形で考えておりましたので、また財政のほうだとか、総務課のほうと相談をしながら進めていきたいと考えておりました。まず、子育て世代に対して早めに、支給決定になったものについては迅速に対応していきたいと思っておりましたので、議員の皆様にもご了承いただければなと思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これでは質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第4号))についてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第1号 西和賀町総合給食センター条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町総合給食センター条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、西和賀町における給食業務の効率的な運営を図り、安心して安全な食生活の確保及び健全な心身を育む食育の普及を総合的に推進するため、新たに西和賀町総合給食センターを設置することに伴い、その設置及び管理に関する事項を制定しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から条例の内容について説明いたします。

まずは、令和2年12月より工事着工しておりました西和賀町総合給食センターですが、おかげさまをもちまして令和3年11月30日をもって完成したことをご報告いたします。

この条例ですが、令和4年4月1日から稼働

を開始する西和賀町総合給食センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

第1条は趣旨について、第2条は設置の目的について、第3条は名称及び位置について、第4条は管理及び運営として、西和賀町教育委員会が管理運営すること、第5条は職員の配置について、第6条は事業として、町立小学校及び中学校の学校給食物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行うこと、第2項では将来的に病院食等の対応も見据えていることを踏まえ、前項に掲げるもののほか、町長が必要と認める施設等に対して、給食事業を行うことができるという内容を盛り込んでおります。

第7条は運営委員会を設置し、事業計画や予算、給食単価などを審議し、教育委員会に助言する内容を、第8条は委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は西和賀町教育委員会規則で定めることとしております。

裏面になります。次に、附則についてですが、第1項で、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、第2項では、本条例の施行に伴い、現行の西和賀町立学校給食共同調理場条例を廃止するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 給食センター条例の第7条の運営委員会についてお聞きしたいと思いますが、この運営委員会のメンバーはどういった方が運営委員に就くのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 運営委員会につきましてはですけども、構成メンバーはPTAの代表、校長先生、あと学校のほうの給食担当の先生、あと栄養教諭と

いう部分で考えております。

議長 淀川豊君。

10番 運営委員会を置いて、先ほどの課長の答弁でいうと、単価だとか、そういうような重要なものについて教育委員会に助言をするということではありますが、例えばいろいろな業務の課題であるとか、何かそういったこともこの運営委員会では話されたりするということの想定なのか、その点について。

議長 学務課長。

学務課長 ご指摘のとおり、給食単価等についても審議いたしますけれども、西和賀町の給食ですけれども、やっぱり食育面を考えて、どういった年間計画で地元食材を活用したメニューを盛り込んでいくとか、そういった給食自体の計画というか、そういった部分を含めて協議していきたいと考えているところです。

議長 淀川豊君。

10番 運営委員会を置くに当たって、例えば運営委員会、規則であるとか、要綱であるとか、そういったものを今後つくられながら運営委員会を進めていくということなのか。というのは、この運営委員会、定例的なそういう会であるのか、何か課題、重要な問題等が発生したときにも開催されるものか、その点についてはどのように考えているのか。

議長 学務課長。

学務課長 規則に関しましては、今月中に整理したいと思っています。

そして、運営委員会の回数ですけれども、現時点では2回を考えております。初めの計画策定等の部分、協議いただくというところ、あとは決算等出てくると思いますので、そういった部分のお知らせ等も含めて協議していきたいと考えているところです。

議長 高橋輝彦君。

6番 いよいよ総合給食センターということで、4月から運営になるということですが、今スタートの時点では学校給食がメインという

ことだと思います。当初の予定としまして、あと6条にもあるとおり、町長が必要と認める施設等に対して給食事業を行うということですが、学校給食以外にも想定されていたかと思うのですが、今の時点での想定されている範囲というのをお聞きします。

議長 学務課長。

学務課長 総合給食センターですが、まずは令和4年4月から給食をしっかりと提供できるようにしていかなければならないと思っています。ですので、給食のほうの業務をしっかりと行った上で、どれぐらいの時間的な部分でほかの部分に対応できるか、そういった部分をつかみながら、次の段階では、先ほど申し上げましたけれども、病院食の対応等を考えているという状況です。今段階でいつからというのは、申し訳ありませんが、言える段階にはないのですが、早い段階での協議を進めていければと思っているところです。

議長 高橋輝彦君。

6番 今の時点では想定段階ということで、病院というお話があったのですが、そのほかの福祉施設等に関しては、まだ想定段階でもないということによろしいのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 病院食以外につきましては、関係者の方々にこれから意見を聞きながら、協議していければと思っているところです。まだ実際にその介護食、例えばですけれども、介護食とかとなってくると、介護食の方々にまだ意見を聞いている段階ではありませんので、関係者の皆さんの意見を聞いて、そういった部分を踏まえた上で判断していければと思っているところです。

議長 高橋到君。

5番 第5条で、所長その他必要な職員を置くと思いますが、これ何人ぐらいを想定しているのでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 現時点で予定している部分になります

けれども、所長は、こちらの今の事務局案ですけれども、専任という形ではなく、兼任になると思います。あとは栄養教諭、あと事務職員、あと調理員は11人体制ということを用意しているところです。

議長 高橋到君。

5番 ということは、今現在給食に関わる職員は、全員まず採用になるということですね。

議長 学務課長。

学務課長 採用時点を今段階で確定できるものはありませんけれども、職員数につきましては、今いる調理員11人、その人数そのまま11人が給食センターで調理業務に当たるということを予定しております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町総合給食センター条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第2号 西和賀町学校給食費に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町学校給食費に関する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、西和賀町立小中学校の学校給食費の公会計化を図るため、町で行う学校給食費の徴収及び管理に関する事項を制定しようとす

るものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から条例の内容について説明いたします。

この条例は、西和賀町総合給食センターの稼働に合わせ、学校及び給食センターごとに会計処理している学校給食費会計を一本化し、町の会計に盛り込む公会計化を図るため、その徴収及び管理に関して必要な事項を制定しようとするものです。

第1条は趣旨について、第2条は定義として用語の意義について、第3条は学校給食の実施として、児童生徒、そしてその他学校給食を提供する必要がある者として規則に定めるものに学校給食を提供する内容となっております。規則で定めますその他学校給食を提供する必要がある者は、教員、給食センターの調理員、臨時の試食会対応などになります。

第4条は学校給食費の徴収について、第5条は学校給食費の額は規則で定めること。なお、令和4年4月スタート時の額については、現在PTA代表、学校長、栄養教諭、学校の給食担当で協議を重ねてきており、間もなく決定できる段階に来ているところです。

第6条は学校給食費の納付について、第7条は学校給食費の減免について、裏面になります、第8条は補則について。

次に、附則についてであります。第1項で、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、第2項では、保護者への周知や口座振替等の登録などの準備行為については、条例の施行前においても行うことができることを定めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
淀川豊君。

10番 学校給食費に関する条例ということで、公会計化するための条例だということで理解をしますが、単純にご質問しますが、学校給食費を公会計化することによって、何が改善されて、何がよくなるのか、子供たちにとってはどういうようないい結果になるのか、その点について少しご説明いただければと思います。

議長 学務課長。

学務課長 公会計化によって、メリットというか、図られる部分ですけれども、一番はやはり学校の負担が減るといえることになると思います。現在でいうと、自校給食である湯田小、湯田中につきましても、各学校で給食費の徴収等の事務を行って、保護者等のやり取りも行っているわけなんですけれども、児童数の減少にもよりますけれども、先生方の数も減ってきている状況で、学校負担が減るといえるのが一番大きな面であると思います。

あとはやっぱり徴収事務、そういった部分の、これまでも未納とか最終的にはなかったのですが、そういった手続等に関しましても、強化と言ったらなんですけれども、手続の充実が図られることになろうかと考えているところです。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町学校給食費に関する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第3号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

今回、国の法令改正に準じ、町の条例についても所要の改正を行うもので、主な内容はデジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所と保護者との間の手続等で、書面等によることが規定または想定されるものについて、磁気的方法による対応も可能となる内容の規定を追加するなどの改正を行うものです。

要約すると、これまで書面等で保存を行ってきたものをデータ保存できる内容や、そして保護者間との手続で、書面以外にもメールなどでの提出やお知らせも可能とする内容を追加するものです。

1ページを御覧ください。第5条、内容及び

手続の説明及び同意についてですが、第2項から第6項まで削除するものとなります。この手続関係の削除部分は、改めて第53条に磁氣的記録等ができる内容のところ、新たに定めることとなります。

4 ページをお開きください。第38条第2項についても、同様の理由により削除し、新たに第53条で定めることとなります。

5 ページを御覧ください。第53条に新たに電磁的記録等を設け、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所と保護者との手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されるものについて、拡充されるものも含め整理し、磁氣的交付も可能である内容等を設けたものです。具体的な例を申し上げますと、保育記録のやり取り、年間保育計画、保育所の運営規程のお知らせなどが挙げられます。

9 ページをお開きください。第53条を新たに追加したことにより、改正前の第53条、委任を第54条に繰り下げるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第4号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年度の会計が第3四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け、過不足の予算調整を行うとともに、年度内で実施する新たな行政需要等について予算を調整しようとするものであります。

1 ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,984万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,103万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおり、1事業で、限度額3,500万円を追加するものです。

第3条、地方債の補正については、第3表、地方債補正のとおり、2事業の限度額を変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動に伴う給与費の調整のほか、庁舎等改修事業1,678万9,000円、灯油高騰対策特別支援事業753万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策費1,217万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業927万5,000円、水田営農活性化対策推進事業1,949万円、農地集積協力金交付事業2,737万2,000円、道路除雪車両管理費2,200万円などを増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに歳出から説明いたします。11ページをお開きください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、4月1日付の人事異動などに伴う調整を行うものです。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。13ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、沢内庁舎等管理費110万円の増額は、沢内庁舎正面玄関などの除雪を行うため小型除雪機を購入するものです。庁舎等改修事業1,678万9,000円の増額は、沢内庁舎から湯田庁舎へ引っ越しに係る委託料の増額、また湯田庁舎耐震改修等工事に変更が必要となったため、耐震改修等工事設計監理業務に係る委託料の増額及び耐震改修判定申請手続に伴う手数料の増額になります。14節工事請負費は、湯田庁舎耐震改修等工事において、基礎掘削工事の土留め工が新たに必要となったため工事費を増額するとともに、旧老人福祉センター改修工事については、工事費の精査により減額するものです。

6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費308万3,000円の増額は、光ファイバー配線の修繕及び東北電力ネットワーク株式会社所有の電柱移転に伴う工事費を計上するものです。14ページをお開きください。第三セクター経営改善事業211万9,000円の増額は、現在休業している道の駅錦秋湖のレストラン等の減収への対応及び従業員の雇用維持を図るため、西和賀産業公社が新たに組み込む代替レストラン等事業に係る経費を補助するものです。ふるさと納税推奨事業412万7,000円の増額は、事業推進手数料を増額するものです。

16ページをお開きください。3款1項1目社

会福祉総務費、灯油高騰対策特別支援事業753万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した低所得者世帯の冬期間の経済的負担の軽減を図るため、灯油購入費などに対し、1世帯当たり5,000円を助成するものです。

17ページを御覧ください。2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業510万円の増額は、医療費給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

18ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、保育委託事業150万3,000円の増額は、川尻保育園の利用定員を35人から30人に変更することに伴う増額及び広域入所を利用している児童に係る保育措置委託料を増額するものです。

2目児童手当費、児童手当給付事業188万5,000円の増額は、児童手当に不足が見込まれることから補正するものです。

3目母子福祉費、子ども医療費給付事業104万円の増額は、医療費給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

20ページをお開きください。4目保育所費、保育所運営費、17節備品購入費192万5,000円の増額は、公立3保育所及び私立2保育園に新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸水生成器を整備するものです。

21ページを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費1,217万1,000円の増額は、介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者が発生した場合、感染拡大のリスクを低減するため、簡易陰圧装置の設置費などに対し補助するものです。

2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業927万5,000円の増額は、3回目のワクチン接種に係る経費を見込み、10節需用費、11節役務費、12節委託料について、それぞれ増額するものです。

22ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、水田営農活性化対策推進事業1,949万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度産主食用米の価格下落に伴う生産意欲の減退を防ぐため、主食用米を生産している農家に対し、出荷に係る経費を補助するものです。農地集積協力金交付事業2,737万2,000円の増額は、大野地区の一般社団法人が農地中間管理事業で行う農用地利用集積の取組に対し補助するものです。

23ページを御覧ください。4目畜産業費、堆肥センター管理運営費134万9,000円の増額は、貝沢堆肥センターのシャッターを修繕するものです。

24ページをお開きください。7款1項3目観光費、観光費臨時事業145万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、沢内甚句全国大会事業が中止となったことから235万円を減額するものです。また、北日本雪合戦大会事業補助金90万円の増額は、コロナ禍での開催に当たり、感染対策を講じる必要があることから、感染予防対策物品等の購入に必要な経費を見込むものです。

8款2項2目道路維持費、道路維持車両管理費150万円の増額は、除雪トラックの修繕費用を見込むものです。

25ページを御覧ください。3目道路除雪費、道路除雪総務費、13節使用料及び賃借料166万9,000円の増額は、排雪用にブルドーザー及びダンプトラックをリースする費用を見込むものです。道路除雪車両管理費2,200万円の増額は、除雪車の燃料費と車両修繕費用を見込むものです。

26ページをお開きください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費210万3,000円の増額は、退去等に伴い、10節需用費、修繕料及び11節役務費、設備点検手数料をそれぞれ増額するものです。12節委託料は、住宅使用料の収納データの取扱い方法が変更となることから、新たに収

納データシステムを導入するものです。

27ページを御覧ください。10款1項2目事務局費、西和賀高校魅力化支援事業163万5,000円の増額は、町外からの通学が困難な生徒に対し学生寮を整備するため、候補地としている温泉旅館の改修に向けた調査及び基本設計業務委託料として115万5,000円を増額するものです。また、下宿業務委託料については、当初より下宿期間が長期化したことから48万円を増額するものです。

33ページをお開きください。5項3目学校給食費、学校給食調理場整備事業545万5,000円の増額の主なものは、新給食センターへの切替えに伴い、10節需用費、11節役務費に不足が見込まれることから115万6,000円を増額するものです。12節委託料の校内除排雪業務委託料については、費用の調整を行い、54万5,000円を減額するものです。14節工事請負費478万1,000円の増額は、沢内小学校及び沢内中学校の給食搬入口の整備をするものです。18節負担金補助及び交付金6万3,000円の増額は、下水道接続のための公共ます設置に伴う分担金です。

次に、歳入ですが、9ページをお開きください。12款1項1目地方交付税6,942万3,000円の増額は、12月補正予算の財源に充てるものです。

16款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金341万5,000円の増額及び2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費586万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対しての国庫負担、補助金を財源として見込むものです。介護施設等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費811万4,000円の増額は、介護施設等における簡易陰圧装置などの設置に対する国庫補助金になります。

10ページをお開きください。17款2項2目民生費県補助金のうち325万円の増額は、灯油高騰対策特別支援事業費として見込むものです。

3目衛生費県補助金、介護施設等新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止対策支援事業費405万7,000円の増額は、介護施設等における簡易陰圧装置などの設置に対する県補助金を見込むものです。

4目農林水産業費県補助金のうち2,737万1,000円の増額は、農地集積協力金交付事業に対する機構集積協力金を見込むものです。

19款1項1目一般寄附金ですが、有限会社小専商店様より100万円のご寄附と、明治安田生命保険相互会社様より10万6,000円のご寄附をいただきましたので、それぞれ一般寄附として受け入れるものです。

22款4項1目雑入69万5,000円の増額は、特定空家解体業務代執行相当額を見込むものです。

23款1項1目総務債、庁舎等改修事業として1,570万円の増額を見込むものです。

6目教育債は、学校給食調理場整備事業として450万円の増額を見込むものです。

5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正です。令和4年度に係る町民バス運行管理業務委託料について、限度額を3,500万円として債務負担行為を追加するものです。

次に、6ページ、第3表、地方債補正です。地方債の補正は、2事業の借入限度額をそれぞれ変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで換気のために2時まで休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは何点かあるのですが、回数制限等もありますので、2点に絞って質問をさせていただきます。

全員協議会等の説明でもいろいろ質問させて

もらいましたが、その説明を受けて、また質問するということでもあります。

まず、1点目が13ページの庁舎改修事業ということで、湯田庁舎の耐震改修等工事についてであります。全員協議会で、基礎の深さが当初の設計図書と違ったために工事費が割増しになったと、その経緯については理解をしたわけですが、これちょっと端的にお聞きしますが、これは盛岡のコンサルのほうで当初の設計をされ、今施工段階での監理業務等も行っているかと思いますが、設計段階でのミスということでしょうか。その点についてまずお聞きしたいと思います。

もう一点は、27ページの魅力化支援事業の学生寮の調査及び基本設計業務委託料について、ちょっと確認ですが、この調査及び基本設計業務というのをを行うに当たって、湯本温泉の某旅館の寄附を受けて、そこを改修するということだと思うのですが、これはその結果を受けなくても寄附は受ける、受理するということなのか、ちょっとそこ再確認でしたいと思いますので、その点について明確にお答えください。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、湯田庁舎耐震改修等工事の関係について、私のほうからお答えいたします。

湯田庁舎耐震改修等工事の設計に当たっては、役場にある設計図書を基に行っております。その設計図書においては、11か所全てが約2メートルの深さに基礎があることとなっております。庁舎西側の2か所が設計図書より深い位置にあることが分かった時点で、改めて設計図書の再確認を行っておりますが、基礎の深さを変更した書類等はありませんでした。あわせて、湯田庁舎建設に当たった設計業者及び工事施工業者にも確認をしたところでもあります。建設当時の方が退職されており、当時の工事施工状況など詳細については確認できませんでしたが、それぞれの業者においても役場にある設計図書と同一のものが保管されております。これらの

ことから、設計段階でのミスというふうなものではないというふうに考えております。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、学生寮施設調査及び基本設計業務委託料に関連して、寄附の申出についてお答えさせていただきたいと思っております。

湯本地区の旧旅館さんから寄附の申出を受けているという状況です。今回のこの調査をした上で、承諾につきましては判断したいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 学生寮のほうは理解しましたので、調査のほうについて追加で質問したいと思っておりますが、今の課長のご答弁は全員協議会のときもお聞きした答弁であります。今明確に設計ミスではない、設計に瑕疵はなかったのだということで課長からご答弁をいただきましたが、全員協議会の折に同僚議員が、今回の耐震の工法について少し質問をされて、例えば旧沢内病院であるとか、沢内中学校だとか、少し2階だとか3階等の筋交い等にダンパーを入れて耐震補強を図るようなやり方、施工の仕方、設計でやっているの、今回は違うのかというような質問の中で、今回は基礎のほうからそういう耐震工事をするような、そういう工法というか、やり方を取ったと、そういう設計だということで、総務課担当職員から説明がありましたが、そもそも設計段階で基礎に関わるような、そういう施工をするような工事に当たっては、もちろん土の中は見えないので、設計段階でそういうことは確認しておくべき重要事項ではなかったのかなというふうに思いますが、普通だったら気づきませんでしたというような話ではないのかなというふうに私は思うのですが、その点は担当課としてどう考えているのか。今回コンサルの設計ミス、設計に瑕疵がないということであれば、発注者の監督が少し甘かったか、そういうことの捉え方でよろしいのですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回の耐震補強の工事に関しては、庁舎の基礎に沿わせる形での工事内容となっております。これについては、幾つか耐震改修の方法がありますがけれども、その中からまず、湯田庁舎に合ったものという形で、現在の耐震補強の工法を選んだものであります。

庁舎の基礎に関してですけれども、先ほど説明したように、その当時の部分について、こちらのほうでは、町のほうでも設計図書、それを参考として設計業務をお願いしているということになりますので、設計図書を基に設計をしていただいているということになりますので、まず設計業者に関してはミスはなかったものというふうに考えております。

あと、町のほうの管理ミスといいますか、そういうふうな部分に関しては、町のほうでも現在ある設計図書で、その内容を確認して、設計を発注しているということですので、今回の部分に関しては、町のほうでも基礎が深いという部分については知り得なかったものというふうに考えておりますので、明らかに町のミスというふうには考えておりません。しかしながら、今回こういうふうな事例があったということは事実でありますので、その点については今回の設計の部分を含めまして、改めて施工管理の部分について、設計段階から含めてですけれども、施工管理等について改めて正確に事務執行するように努めてまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 コンサルの設計ミスではないと、行政、役場の発注担当課のミスでもない、分からなかったのだと、そんな答弁でいいのかなというふうに私現役の議員として感じるのですが、そもそも基礎に関わる重要構造部ですよ、これ。多額の予算をかけている建築工事で、基礎に関わるものは設計図書の図面を見てやるのではなくて、試掘をするだとか、そういう確認というのはやっぱりしなければならなかったのではない

ですか。全くもって発注担当課としての管理に問題があるということだと私は思うのです。

今回工程表も出されましたが、8月にこのことが分かって、8月から工事中止になっているわけですが、その部分。結局12月から始まったために、コンクリート工事は寒中コンクリートになったということでしょう。そして、その寒中コンクリートの養生費に800万等の金が増額されたということではないですか。そういうことが初めから分かっているのであれば、やはり早い段階でその分でも補正をして、臨時議会でもいいではないですか、やって施工すれば、その分でも浮いたということではないかなと思うのです。8月からやっていないこの工程表を見ると、コンサルと一緒に、そのことはもう当初から分かっていて、ぎりぎりまで押して、議会にそういう提案をしたという、そういうような疑念を個人的には持ってしまうということで質問しているのです。我々は一回改修工事で予算を通してしまえば、やらなければならないと言われれば全部通さなければならないです。初めはちっちゃく予算出して通して、終わりの仕上げは大きくしようという、何かそういう恣意的なやり方を感じてしまうということなのです。その点は、ほかの議員さんもいらっしゃるので、質問もあるかと思いますが、そういった意味合いで今回質問したということをご理解いただければと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

今回基礎の部分が設計よりも深いというふうなのがまず初めに分かったのが8月上旬です。その後、盆過ぎに施工業者、監理、あと町担当で、打合せを行った際に、そのことが正式に報告されております。その後の流れとしましては、耐震改修の部分について、西側2か所の基礎工事については埋め戻しして、保存し、改めて、耐震補強の関係になりますけれども、建築物耐震改修判定委員会の判定結果を待つ必要があっ

たということで、これについては11月下旬になりますか、判定結果が出ております。それに基づいて耐震補強の基礎工事が再開されるということになりますので、それまでの間、実際にどのような工法でやるかという部分の協議等も行っております。その工法等が固まって、今回補正予算で増額というふうなお願いをしているものでありますので、そういうふうな期間が、そういう耐震判定の結果が出るまで手をかけられなかったという部分で、今回の補正要求となっておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

議長 深澤重勝君。

7番 同僚議員の質問と関連して、ちょっと確認の意味も含めてお伺いします。

27ページの西和賀高校の魅力化支援事業、全員協議会の際もちょっと聞いたのですが、聞き漏らしがあったりした分がもしあったらお許しを願って、答弁願いたいと思いますが、旅館の寄附の申出を受けたということでありましたが、申出を受けて、その申出に応じて、その寄附を受けるということに決まったということですか。そのことが第1点と、それは財産取得になるわけですね、もらっても。そういう場合の処理の問題の確認と、それから全員協議会の際にその旅館は築何年ということを知ったら、そこまで調べておりませんでしたということでしたけれども、築何年になっているかということと、それからここにありますように、学生寮施設調査及び基本設計というのは、具体的にどの部分を基本設計する分の予算なのか、115万5,000円の部分のこの内容、中身を具体的に砕いて説明願ひたいと思いますが。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

寄附の申出につきましては、先ほどちょっと報告させていただきましたけれども、旧旅館経営者の方から寄附の申出を受けているというこ

とで、承諾についてはまだ出していない状況です。

実際その寄附を受けたとなった場合は、行政財産のほうの処理になろうかと思えます。

それで、築何年というところですが、大変申し訳ありませんでした。建築年度につきましては昭和51年、築45年ということになります。

そして、基本設計の部分の内容になるのですが、この改修に当たって、詳細調べることが基本となりますけれども、その調べた結果を受けて、改修しなければならない事項の整理、そして概算工事費の算出をしていただくということですし、あと学生寮としてやっていく場合ですけれども、最低限というか、経費的な部分になるのですけれども、ここの部分、最小限手をかけなければいけない部分は、ここ、ここで幾らになる、あと内装的な部分、ある程度そろえなければいけないところの箇所は、こういう箇所ですらになる、あと将来的に、10年、20年考えた場合、外壁とか屋根とかのことも考えなければいけませんので、そういった部分の対応を考えた場合は幾らになるという形の、ある程度のこの場合はこういった額になるというところを算出していただいて、その内容を見て、改修金額等を見て、まずこちらのほうで判断していきたいということを考えております。

議長 深澤重勝君。

7番 言っていることは分かりますが、最終的にそれらを調査した上で、寄附の申出を受けるか受けないか判断するということの解釈でいいですか。了解しました。

議長 学務課長。

学務課長 今ご指摘のとおりです。調査をした上で判断したいと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 私も庁舎改修のこと、あと水田の交付金と、西和賀高校の県外募集に関わる寮についての3点についてですけれども、先ほど同僚議員が質問したように、この庁舎改修についてな

ですけれども、そもそもこの庁舎改修については、この沢内庁舎が大変危険で、すぐ安全確保しなければいけない。その時点で、お金をかけず、あるものを利用して進めるのだということでした。設計業者というか、安全点検した業者から多分町のほうに、この沢内庁舎、躯体が今のままではもたないという報告したのは、平成31年3月だと思います。それからもう2年9か月以上経過しております。早く安全確保するという根本が崩れていると思いますし、お金をかけずという、今あるものを利用して、お金をかけずという、その理念も崩れてしまっているのではないかなと思います。そもそも最初の計画から幾ら金額が上がったのかについて、まずお伺いしたいと思います。

水田営農活性化対策ということで、今年の米価下落に対応するというので、来年の農家の意欲を維持するために出荷経費の補助をするという1,900万が上がっていますけれども、担当課のほうで、近隣市町村と比べてもかなり高額な金額というふうなお話があったのですけれども、具体的になかなか比べる基準が難しいかとは思っていますけれども、今日の新聞では、盛岡市では10アール以上作付している方に10アール当たり1,000円とか、JA花巻では30キロ1袋当たり60円とかということで、ちょっと比べる基準がないのですけれども、近隣市町村に比べてそれほど、西和賀町ではこの対策を考えているのかという点。

あと、先ほどから話が出ております高校の魅力化ということで、県外募集をします。この県外募集自体に私は反対するものではないのですけれども、県内でこの県外募集というのは恐らく、私の認識ですけれども、いわゆる成功しているというか、順当に毎年生徒が来ているのは葛巻高校ぐらいかなというふうな気がしております。整備しなければ生徒が来ないというよりも、今委託というふうな形で、1つはまず準備

できているところがあるはずで、男子寮ということという話だったのですけれども、それも果たして整備したところで毎年潤沢に人が来るのか、非常にハードルが高いと思われま。その中で、合併町村ということで、町のいろいろ公共施設もある中で、また財産取得をするのか。私としては、1つ、今申出あったという話になったのですけれども、例えば今営業している旅館業の皆さんに、例えば1年に2人、3人ぐらいだと思ふのです。ですから、例えば3部屋ぐらい各旅館で用意してほしいと、その改築費はこちらで見ますと、ふだん空いているときには普通にお客さん入れてくださっていいし、もしこちらで使いたいと、そういう希望の生徒がいたときには使用させてくださいというところ、3部屋ぐらい押さえておいて、それがもう満杯でどうしようもないといったときに、こういう新しいものというか、こういう施設を準備するというほうにいったほうが現実的ではないのかなと私は思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 庁舎改修の事業費については、私のほうからお答えしたいと思ふます。

湯田庁舎耐震改修工事及び老人福祉センター改修工事にそれぞれの設計業務委託料、設計監理業務委託料を加えた現時点での事業費の見込みですけれども、合計で約7億9,000万円の金額を見込んでおります。

議員さんのほうでお話しされた当初の事業費というものについては、令和2年1月31日の議会全員協議会で概算事業費として説明しております4億6,100万円ということで、これに比較しますと約3億3,000万円の増というふうな数字を見込んでおります。

なお、この増の内訳としましては、令和2年12月18日の議会全員協議会で説明をしております。エアコン、冷暖房設備の設置、トイレ改修、多目的トイレの新設及び改修、湯田庁舎のエレ

ベーター棟の増築、老人福祉センターのスロープ整備に加え、今回の補正予算でお願いしております土留め工事等の追加というふうな内容となっております。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから米価下落対策についてお答えいたします。

今回補正でお願いしております西和賀町の米価下落対策につきましては、作付面積当たり、10アール当たり3,000円を交付するという形にしております。飯米分として10アール減らすということになっておりますが、それを行いますと対象農家が337戸、対象面積が650ヘクタール、総額で1,950万と。単純に1戸当たりには割り返しますと、平均で5万7,833円となります。今年の米価下落から見れば、それほど大きな金額ではありませんが、他市町村と比較してみますと西和賀町が今のところ一番高い金額になっております。他市町村では、例えば盛岡市ですが、60キロ当たり200円という経費の助成、これを大体計算してみますと10アール当たり1,400円ということになります。ほかの市町村も、出荷経費に係る経費としては60キロ当たり200円というところが多くなっております。西和賀町と同じように10アール当たりという形で交付する市町村は、雫石町が10アール1,000円、平泉町が10アール2,000円という形になっておりまして、それ以外についてはまだ情報が入っていないということで、今私たちが情報を仕入れているところでは、西和賀町の対策が一番高くなっているということでございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから県外募集についてお答えさせていただきたいと思ふます。

議員ご指摘のとおり、県内においても、県外からの志願者募集ですけれども、非常に取り組む学校が多くなってきている状況です。令和4

年度から取り組む学校は14高校あります。そのうち9校につきましては、県外からも引き受けるのですけれども、扱いは学区外からの扱いになるということで、定員の10%、例えば40定員であれば4人までという形になりますけれども、残り5校、西和賀高校も含めてですけれども、水沢農業高校、あと葛巻高校、種市高校、大迫高校、西和賀高校ですけれども、こちらにつきましては学区内の扱いになると、特例校ということですので、人数の制限はありません。ただ、受入れに当たっては、そういった宿泊関係の対応すべき人数等の限りもありますので、予算の関係上もありますけれども、そこは人数制限はないのですが、来年、令和4年度受入れに関して、今予算的に考えているのは西和賀高校のほうでは4人分ということになります。

この学生寮の確保に当たってですけれども、女子のほうの学生寮につきましては、湯本温泉地内の旧旅館で確保できております。そこにつきましても、女子と一緒に男子も含めてということも考えました。方法として考えましたけれども、やっぱり男女一緒にというところもありますので、学校さんの意向、あと保護者さんの意向からしても難しいだろうという判断に至って、そこで一緒にという形はちょっと難しいと判断させていただいたところです。

あと、ほかの各施設、様々候補に上がった部分もありますので、そういった部分の協議もさせていただきまし、あと湯本温泉地区の旅館経営者等にも、受入れできないかということも当たってもみているところでした。ただ、議員さんのご提案のように、補助金をプラスで出してということではなくて、現在の町のほうで考えている補助の額でのお話だったのですけれども、受入れは難しいということの回答がありましたので、その部分はまずちょっと難しいだろうという判断をさせていただいたところでした。

そういった学生寮の対応できるところを様々

検討していった結果、トータルの部分で、生活面もありますけれども、そういった利便性のこと、あと学校の距離とかもありますけれども、そういったトータル面のことを考えた上で考えると、今の旧旅館施設の寄附の申出を受ける形で考えていったほうがいいのではないかという、担当課としてはその判断に至ったというところでした。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 庁舎改修についてですけれども、当初より3億3,000万増になったということです。耐震工事を安くしろというわけにはいかないというのは分かるのですけれども、そのことについては先ほど同僚議員が質問していますし、ほかの工法もあったのではないかと私も思うのですけれども、これだけ時間とお金がかかったという場合、先ほど言いました、当初計画になかった部分を削って、設計変更して、その分を下げ、この工事に向かうという考え方は、庁内、役場内での話はなかったのか。とにかく最初から言っていますけれども、お金をかけず早く安全確保するという、その理念からどんどん外れているような気がしますので、その当初の理念というか、町民に説明したことからすれば、後でついた計画は今外してでも、とにかく早くやっていくのだと、そういう姿を見せるべきではないかということが1点。

先ほどの農業振興課長のほうの説明、近隣市町村より高いというのは非常に分かりました。ただ、担当課はご存じのように、今年の米価が安くて、来年度に向けて、また農家のために意欲を維持させるためという補助金は分かるのですけれども、当然だと思えますけれども、最近水田交付金の見直しが発表されました。これそのままその文章を読みますと、5年に1回水張りをしなければいけない。永年性牧草をやっている方は、今までのような補助金3万5,000円もらうためには播種からやらなければ

もらえない。でなければ1万円しか来ない。3分の1以下の収入ということで、今大規模に農家から契約して受け取っている方々、果たして本当に5年に1回水田にできるのか、永年性牧草を3分の1の経費でやっていけるのか。これちょっと間違えると耕作放棄地が一気にこういう中山間地で増えていくのではないかという、非常に危険を感じておりますし、長い目で見たときに、水田交付金から外れる、つまり水田でなくなるということで、中山間とか農地・水の交付金の減少ということで、こういう西和賀町みたいな中山間地については非常に大きな転換だなど思っています。発表されただけなので、なかなか方針は分からないでしょうけれども、現時点で担当課として得ている情報と、来年度農家に向けてどのような対策を現時点で考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

寮については、考え方でしょけれども、そのとおり、私は準備しても空き家状態であるというのが一番危険というか、町にとっても厳しいことだろうなということの思いです。費用対効果という話も昨日から出ているのですけれども、費用対効果を考えた場合、取りあえずその旅館の方々に、多分今の学生を入れるためには部屋にロックをかけるというのが一番重要だと思います。中までの改造、そこまではなかなか難しいでしょうから、ロックをかけることと、月々の費用をほかの生徒と同じようにするというので、月々の補助を出すということを始めからでも私は遅くはないのではないかなと思っております。その点についてももう一度伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 庁舎改修の関係でお答えいたします。

まず、庁舎改修については、令和元年度に住民懇談会等も開催し、令和2年度は設計業務、令和3年度に改修工事に着手というふうな流れでまず行ってきております。今回基礎のほうで

耐震補強基礎工事が遅れたことにより、耐震補強工事全体とそれに関連する工事が遅れているというふうな状況にありますけれども、内部の工事については当初の予定どおりといたしますか、進めていたことから、議員さんがおっしゃるのは、後で追加したエアコンの冷暖房とか、トイレ改修とか、多目的トイレとか、エレベーター棟をやめてでも減額したほうが……それらをやめて、工事費の圧縮を図ったほうがよかったのではないかという趣旨の質問かと思ってお答えしますが、まず内部改修工事については予定どおり進めておりましたので、8月の段階では1階から改修工事、トイレについてはその前からもう手をつけておりましたので、あとエレベーターの基礎工事のほうにも既に着手していたというふうな形で、庁舎基礎が深い関係で工期が遅れる部分については、外の外壁とか耐震補強工事本体、それらの部分が遅れるということになりますので、途中で追加項目について削減、やめるというふうな判断はつけられない状況にあったということでもあります。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうから水田活用の交付金の件についてお答えいたします。

私たちのところにも、まだ新聞報道以上の情報は入ってきておりませんので、農業新聞等で得た情報によりますと、議員さんおっしゃりますとおり、5年に1回水張りをしなければならぬということと、牧草に関しては播種した年以外は1万円とするということが今発表されております。あさって、16日に、県の担当者会議がありますので、そこでそれなりのことが発表されると思っております。

いかんせんこれ国の政策ですので、一市町村で考えてもどうしようもないことではありますが、この間、107号線の関係で町長が上京した際に、このことについても町長のほうから議員さん方に申入れをしております。議員さんの話による

と、我々だけではなくて、相当幅広くそういった意見があるということでございましたので、何とか5年に1回というのは、こういった中山間地域ではまず難しいということですし、中山間地域の集落を将来にわたって持続させるということが国の方針でもありますので、そういった方針にも反するというのを町長のほうから言ってもらっております。

また、先日、中山間地域フォーラムの先生方がちょうど西和賀にいらしてくださいました。この中山間地域フォーラムというのは、農水省のほうに政策の提言をしている団体でありまして、農水省のほうでも非常にその政策を受け入れているということもあります。その先生方にもこういった話をしたところ、全くもって愚策だというふうにおっしゃっておいりましたので、そういった部分、いろいろなところからお話をさせていただいて、国の方針を何とか転換していけるよう、まず努力することが必要だと思っております。

非常に重要な話ですので、情報を得た後、農家への確に伝えていきたいと思っております。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 私のほうからは、学生寮についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどちょっと説明不足で大変申し訳ありませんでしたけれども、湯本地区内の旅館さんに当たってという話の部分になるのですけれども、今年から男子生徒、学区外から1人来ている方、短期であれば引き受けていただけるということで、湯本温泉のほうの旅館さんに今年はお世話になっているという現状があります。そういった短期であれば引き受けてくださるという方もいらっしゃるのも現実ですので、そういった可能性の部分も、実際その旅館さんの部分を聞く機会はありますので、そういった部分を聞いてみたいと思っておりますし、今回の調査結果を踏まえた上でトータル的な部分での判断になるのか

と思っておりますけれども、そういった部分、参考とさせていただきたいと思っておりますので、意見は聞いて進めたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1番 2点ほど伺います。

私から、庁舎のことで1点ですけれども、塗装をちょっと安くするというのでしたけれども、それで問題ないというのか、耐用年数とすれば何ぼか落ちるかもしれないのですけれども、その辺きちっと担保を取っておかないと、また同じような状況になるのではないのかと思っております。その辺ちょっとお願いします。

それと、もう一点は14ページの第三セクターの産業公社の推進事業で、代替レストランですか、その内容をちょっとお聞きします。

議長 総務課長。

総務課長 庁舎改修の塗装関係の部分についてお答えいたします。

この間の8日の日の説明の中で、庁舎改修の工程のうちの外壁改修について、既存の塗膜を除去し塗り替える工事の部分について、この塗料について、塗装する場所に応じた塗料を選択するというふうな形で説明しております。これについては、町の担当者、設計監理業者及び施工業者、それぞれがお互いに協議を行い、できる範囲の中でのそういうふうな変更ということですので、後で問題が生じるとか、そういうふうな部分についてはないというふうに考えております。

議長 企画課長。

企画課長 では、私のほうからは第三セクター経営改善事業、株式会社西和賀産業公社事業推進補助金211万9,000円の部分についてご説明いたします。

この内容につきましては、議員もご承知のとおり、新型コロナウイルスの影響、また一般国道107号線の通行止めに伴って、道の駅錦秋湖が現在は休業している状況でございます。道の駅を管理する産業公社の売上げが、その道の駅

が止まっていることで大きく落ち込んでいるという状況でございます。その状況を何とか改善に向けて取り組みたいということで、産業公社さんのほうから事業計画といえますか、申出がございまして、今回補助金の計上をさせてもらっているという中身でございます。

具体的な改善計画の内容でございますけれども、小繋沢地区にあります、現在休業していますが、ラーメンを作っている食堂、ラーメン店がありますが、あそこを活用して、あそこで錦秋湖の代替のレストラン的な内容で、ラーメンとか、丼物のようなものを提供していきたいというのが1点でございますし、もう一つの事業としては、その向かいにある結ハウスの内部を一部改装といえますか、広げて、機能を強化する中で、売上げも伸ばしていきたいというものでございます。

今主にミルク製品、牛乳公社製品を取り扱っているわけですが、そこにジェラートであったり、地元のダムカレーパンであったり、そういった飲食、軽食もできるような施設にもしながら、相乗効果を図りながら、道路をちょっと挟みますけれども、有効に活用しながら、今の減収分を何とか補っていききたいなというふうな内容でございます。

議長 刈田敏君。

1番 塗装についてですけれども、問題ないというお話でありましたけれども、最初からそういうことだと思いますけれども、おおむね10年、20年スパン、どれぐらいその湯田庁舎を想定、耐用というわけでもないですけれども、これまでの多額になってきているというのを踏まえて、どれぐらいの年数は大丈夫だというような、そういう想定があれば、それお伝えください。

あと、産業公社のほう、本当に大変だと思います。長期的にこれからもだと思っております。200万で何ができるといえば、なかなかこれ大変なようなのですけれども、今回それぐらいに設定したというか、一生懸命頑張っ

ているのですけれども、その頑張りをもっと、町の事業として進めるにはもう少し見てあげたほうがよかったですのではないかと思います。その辺いかがですか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

今回実際今回営業しようといいますが、代替レストランをしようとする部分について、中身、今使えるものがないかどうか、設備は活用できるものがないか等々も、いろいろ中身を見させてもらった中で、どうしても必要な部分というのは、やっぱりコンロであったり、そういった設備投資的な部分で助成をお願いしたいという内容が主でございました。

あと、売上げがそこまで、道の駅の分までカバーできるかという、多分そこまではいかなと思います。そこで働いていた従業員さんの雇用の確保の場というところも、大きな割合を占めているのかなというところがございます。

あと、今後考えられる産業公社支援策としては、今借入金があるわけですが、そういった部分の利子補給なども今後検討に入れながら、その支援というものを考えていきたいなというふうに考えているものです。

議長 総務課長。

総務課長 庁舎の関係についてお答えいたします。

あくまでも建物が何年使用できるかというふうな部分での答弁といたします。いつまで分庁舎方式でいくとか、そういうものではなくて、あくまでも今回改修したことにより建物があと何年使用できるか、そういうふうな部分について、まず20年から25年は十分使用できるというふうに考えております。

議長 早川久衛君。

9番 私から2点ほどお伺いします。

まず1つは、春先から実は若者住宅で約3,000万、それから湯田庁舎で4,500万ぐらいの追加、それから沢内庁舎では2,500万余ったという、この間の8日の全員協議会で話されまし

た。そこで、私は全く設計に関して、我々議員、今日は11人いるわけなのだけれども、素人なのですが、ところが、これ全て議決、全員で議決をしているわけなのですから、この議決の重みというのは総務課長、企画課長、どう思っていますか。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町のほうで予算を上げて、議会で議決いただいている項目に関しては、非常に重要な、重大なものであるというふうに認識しております。

議長 早川久衛君。

9番 そういうことで理解をしますけれども、先ほど総務課長さんは設計のミスでは全くないということをおっしゃいましたが、やはりこの件は、ことごとく建築に関しては、今回は特に大幅な増減があったわけですから、どうも設計業者にも問題あるのではないかと私は思っているのです。それで、今聞いているわけなのですから、仙台の業者なり、東京の業者に依頼をする自体もやっぱり誤差を生じる、設計の単価の誤差のあれが影響しているのではないかと思いますけれども、その点。

次に、22ページの農地集積協力金交付事業2,737万2,000円ですか、計上になっている。この内容をお知らせください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 農地集積協力金について、私のほうからお答えいたします。

今回大野地区において、農地集積協力金事業に該当する事業を行うということで、今回計上しております。事業の内容につきましては、10年以上、農地中間管理機構に農地を預けた場合に交付されるもので、地域の農地の集積割合によって金額が違ってくるということになります。大野地区、大体90ヘクタールぐらいの農地がございますが、今回60ヘクタール程度の集積となります。これにつきましては、2月までの集積が対象に

なりますので、まだ確定していないということで、今回最大限の予算を置かせていただいております。

これは、3つの事業から成りますが、1つは集積型ということで、中山間地域でありますと、50%以上集積した場合、10アール当たり2万8,000円ということになっております。今回、今の時点で90ヘクタールのうち60ヘクタールを集積しておりますので、2万8,000円は対象になるということになります。

もう一つ、集約型というのがありまして、これにつきましては、1ヘクタール以上の中山間地の場合には0.5ヘクタール以上の団地を20%以上増やした場合に、10アール当たり1万円の対象になるということで、団地化も対象になるということでございますので、両方で10アール3万8,000円の交付ということになります。

また、経営転換協力金ということで、農業をやめた場合、あるいは米農家が例えば米をやめて花に集中するといった場合に、10アール当たり幾らで経営転換協力金が出るということで、この対象農家、大野だけではありませんが、町内で何件かあるということで、これで190万円の予算を置かせていただいているということになります。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

工事請負費等の予算計上に関してですけれども、建築工事ですとほとんど業者設計となっておりますので、設計業者と十分協議を行いながら予算計上していると。ただ、改修工事においてはやはりどうしても予見できない部分があって、その部分で増額とかそういう部分が当然あり得るというふうに考えているところでもあります。しかしながら、今回、庁舎改修にしろ、若者住宅の部分でも、工事費に関して、その時々においては間違いのない形で予算を計上しているつもりでありますけれども、増減が大きか

ったということでありまして、今回のこれらの経緯について改めて検証して、予算計上する場合には常に再精査し、きちんと予算計上するような形で努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 早川久衛君。

9番 分かりました。将来は期待をしておりますので、あまり増減のないような予算設定をしていただければいいと思ひます。

それから、2,700万のほうの地区の予算ですけれども、これ大野地区だけではなくて、西和賀はどこの地区も今差し迫った課題ではないかなと思ひているわけで、大いにこの事業を第2、第3と進めていただきたいというのが私の願ひです。

それから最後に、実は今皆さんに配付になっているこの監査の中で、今回11月1日付となっている監査日の中で、ちょっと気になることがあるわけで、関係書類が非常に不備であるということをおもにもうたっているわけなのですけれども、これ今までのいろんな、建築関係からいろんなことを、分からないとか、なくなったとか、いろんなことあるわけなのですけれども、主にこの書類の不備というのは何を指しているのですか、分からないですか。

議長 早川さん、補正とは別なので、この場ではちょっと。

9番 いやいや、いいですか、実は今の役場庁舎で書類がないとか、50年代の役場庁舎の書類がないということで、そのことが監査にたまたまうたっているものだから、ということで今あられして。分からなければ後で、これは保留にしておいてください。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 農地集積協力金の関係について、少しお答えいたします。

今回大野地区を含めて、過去2件の農地集積協力金を地域で活用している事例がございます。先ほどの質問の中にもありましたが、やはりこ

れからは集落で集落の農地をきちっと守っていくということが非常に重要なことと考えております。担い手も農地集積を行って、大きな担い手もおりますが、その担い手がいつ担い手でなくなるというようなことも想定していかなければなりませんので、やはり地域の農地は地域で守る、その守る範囲をきちっと地域で話し合っ決めていくということが非常に重要でありますので、そういったときにこういった事業、これだけではないのですが、いろいろな事業を使いながら、その集落を経営していくお金もそこで得て、将来にわたって農地を守ることが必要だと思っておりますので、今回の大野地区の取組をなるべく各地域に広めていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 総務課長。

総務課長 ご質問の内容は、11月1日の定期監査の報告書の監査結果という部分で、今回定期監査の対象として4課を選定し、西和賀町財務規則に基づいて検証した結果、備品の整理、現物確認、備品管理表など関係書類の不備が見受けられたため、適切な管理、運用に努めるよう全部署への周知を徹底されたいというふうな、この部分についてのご質問ということでお答えしたいと思います。

今回監査の対象は、沢内庁舎の4課でありますけれども、この監査結果を受けまして、会計管理者のほうから、改めて備品管理の部分について、現状把握と現物の確認、それを徹底するように各課のほうに通知を出して対応しているところでもあります。こういうふうな監査結果として指摘を受けたことは真摯に受け止めて、改善する方向で全課で対応しておりますので、そういう対応をしているということをお答えしたいと思います。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 10ページです。寄附金につきましてござ

います。2件からのご寄附があったということ  
でございます。これらは、使い道について何か  
指定があったのかどうか、その辺お聞きしたい  
と思います。

それから、もう一つは、15ページのマイナン  
バーカードについてであります。これは、今現  
在普及割合はどれぐらいになっているものなの  
か。それから、これ今国ではマイナポイント付  
与ということで全面的に打ち出して、普及を図  
っているものでございます。

マイナポイントは、申請することによって住  
民みんながもらえる補助金というようなイメージ  
がございませぬけれども、結構お得な金額で  
ございます。全部うまく申請できれば2万円分と  
いうようなことだと思っておりますけれども、  
これ付与される申請期限とか、あるいは既にカ  
ードを持っている人の申請方法だとか、そうい  
うものをお聞きしたいと思います。

最後、もう一件なのですけれども、16ページ、  
灯油高騰対策特別支援事業ということで、1世  
帯5,000円の助成だというふうなお話がござい  
ました。これは、各世帯もらえるものなのかど  
うか、それからもしそうでなければ対象者はど  
ういう方なのか、申請方法等をお聞きしたいと  
思います。

以上3件でお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 初めに、2件の寄附の関係についてお  
答えします。

いずれの寄附についても、特定の目的に使っ  
ていただきたいというふうな指定はございませ  
んでしたので、町のほうで有効に活用していく  
というふうな考え方でおります。

以上です。

議長 町民課長。

町民課長 町民課のほうから、マイナンバーカー  
ドに関連した質問についてお答えしたいと思います。

今回の補正にのせましたのは、マイナンバー

カードが国のほうで作られてきた場合に町のほう  
に送られてくるわけですが、交付場所  
が通知書に沢内庁舎というふうに現在なってい  
るのですけれども、湯田庁舎でも交付できるよ  
うにしたために、近い場所で交付を受けられる  
のが便利だろうということで、デフォルトでは  
今全て沢内庁舎となっているものを、システム  
を改修して、住所が湯田地域にある場合は湯田  
庁舎というふうに変えるための改修を今回のせ  
た補正となっております。

それから、カードの交付件数となりますけれ  
ども、11月末現在では申請件数が26.2%、出来  
上がって町に送付されてきたものが23.6%、交  
付済みの件数が22.1%となっております。

それから、マイナポイントでございませぬ  
けれども、当初のポイントは5,000ポイント分とい  
うことで運用されてきたものでございませぬ  
けれども、今回新たに2万ポイントというものは、  
まだ詳しい資料について示されておりませぬ  
ので、それができ次第、また別途、皆さんにお伝  
えできるのかなと思っております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、16ページにあり  
ます灯油高騰対策特別支援事業についてお答え  
をいたします。

対象者につきましては、まず65歳以上の高齢  
者世帯、それから障害者世帯、独り親世帯、そ  
れらに準ずる世帯ということで住民税の非課税  
世帯、あとは生活保護の被保護世帯というこ  
とで対象者のほうになっております。こちらにつ  
きましては、今現在対象者を町のほう、健康福  
祉課のほうで把握に努めている状況でありまし  
て、1月以降に対象者に対しては通知をしてい  
きたいと考えております。その後振込の手続を  
取りますので、振込の口座のほうを返送いた  
だきまして、できるだけ早くに給付をしていき  
たいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 寄附につきましては、指定はないのだと

いうことでございます。ふるさと納税もそうなのですけれども、何に使われるのかというのは寄附した人も、また受けた町民も、これは知らないといけないのではないのかなというふうに思っております。そういう部分をしっかりとお知らせ活動というのをしていかなければならないのではないのかなというふうに思っていますけれども、その辺の対応は考えていらっしゃるのかどうか。

それから、マイナンバーについてなのですけれども、詳しい情報がちょっと届いていないのだというお話でございました。何かそうでもないような、国の情報とか結構出ているのではないですか。5,000円のほかに健康保険証とか預金口座とリンクさせれば、それぞれ7,500円ずつとか、そういうような部分が載っていたと思うのですけれども。いずれにしろ当町の普及率を見ますと、26.2%の申請というようなところから始まっております。国の思いからすれば、どうもちょっと普及するそういう意欲というか、そういうものがあまり感じられないのですけれども、これどんどん普及させて、マイナポイントを付与していただいて、補助金とまでは言わないのでしょうか、いただく方のそういう使える分というふうなのを増やしていただければなというふうな思いでございます。その辺どのように進めていかれるのかということをお聞きします。

灯油高騰対策については分かりました。

以上2件です。

議長 総務課長。

総務課長 一般寄附の関係についてお答えいたします。

まず、寄附者のほうの意向も含めまして、中には匿名の方もいらっしゃいますし、そういう方もいらっしゃいますので、寄附者の意向を踏まえて対応していきたいなというふうに考えております。

議長 町民課長。

町長 先ほどのマイナンバーポイントの続きですけれども、新規で取得でプラス5,000円ですとか、医療保険証とひもづけして7,500円、預金通帳のひもづけで7,500円、合わせて2万円というような国の案は承知しているところなのですけれども、前回5,000ポイントをもらえるというときの施策の内容が、高齢者にはなかなかハードルが高いようなやり方だったということで、そこら辺の部分もちょっと緩和できるようにということで今考えているようなのですけれども、そこについてもっと分かりやすくなれば、広報であったりとかで周知させていきたいというふうに考えております。

議長 北村嗣雄君。

2番 私のほうから1件質問をさせていただきます。

23ページの畜産業費の件なのですけれども、堆肥センターの運営管理費として、修繕料135万ほど計上されておりますが、この修理費については、突発的な修理なのか、それともメンテナンスを含んだ修理なのか。

それから、堆肥センターも大分修理を重ねて運営されているわけなのですが、今後の見通しとして、分かる分で結構ですが、お知らせいただければと思います。よろしくお願ひします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、今回の修理ですが、沢内堆肥センターの乾燥棟の北側のオーバースライダーが風のために被害を受けまして、その修繕ということでこの金額という形になっております。オーバースライダーのシャッター、あれが一部破損しまして、その改修工事ということで、この金額という形です。

あと、堆肥センターの件であります。堆肥センター、今湯田堆肥センター、沢内堆肥センター、2施設ありまして、これについてはいつまでも2つとも運用していくというのは難しいというふうに考えておりますので、それをどの

ように一元化していくかというようなことを、まだいつまでという期限はありませんが、それを考えている最中というふうに受け取っていたできればよろしいかと思えます。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思えますけれども、先ほど7番、8番、9番さんの質問が、学生寮につきましてお話ございましたけれども、その説明の中でいろいろと再確認していきたいと思えますので。

その前に、ある旅館さんのほうから申出があったというお話でございますけれども、それはいつ頃なのか。私地元でございますけれども、それをこの議会を通じて初めて知ったものでございますので、いつ頃だったのかちょっとお聞かせいただければと思えますけれども。

議長 学務課長。

学務課長 県外募集に関わる学生寮整備についてお答えしたいと思います。

県外募集、そして町外募集のためにも、男子寮、学生寮が喫緊の課題だということでは説明させていただいたところです。そのため、担当課としては、昨年度から学生寮候補等いろいろと当たってみていたところです。各施設とか、あと旅館関係者とか、そういった部分を当たっていたのですけれども、今年の春にその旅館さんのほうから、町のほうで活用していただけるのであれば寄附をしたいということでお話を受けております。そのお話を受けた上でもあったのですけれども、ほかの様々な施設の候補とか、ほかの手法がないかとか、いろいろ担当課としても検討したところです。そういったところで、トータル的に考えて、この旅館さんの位置的な部分とか、あと生活面とか、そういった部分を考えてそこの候補地がいいのではないかとということで、今回調査費を置かせていただいたということで、寄附の申出を実際書類でいただいたのは12月2日付になります。

議長 柳沢安雄君。

3番 申出に対しまして、できれば地元の方々にもいろいろと相談するべきではなかったのかなと思えますけれども、学生寮ということで、湯本地区の活性化のためには大変よいと思えますけれども、あまりにも施設が散らかり過ぎまして、温泉街のイメージがダウンしていくのではないのかなと心配しているところがございますので、できれば学生寮も一気に集中しながらやっていったほうが、効率なんかも、いろんな面に対しても非常にいいのではないかなと思えますし、先ほどのご答弁の中に、設計、いろんなことを試みて、これを譲渡されるかされないかはその後を決めるということでございましたか。

(何事かの声)

3番 それで、その後も譲渡されなかった場合ですけれども、譲渡というか、あれした場合はどの方向性に持っていこうとしているのか、その辺もお聞かせいただければと思えますけれども。

議長 学務課長。

学務課長 大変申し訳ございません。地元のほうとお話を、協議という形で、どの地元、地区とか、旅館経営者の方々とか、イメージがちょっと、すみません、今整理がつかないところなのですけれども、商店街の方々とか旅館の方々ということではなくて、地区の方々ということでよろしいですか。そうすると、区長、協議会長さん通じてという形……すみません。申し訳ありません。

議長 柳沢安雄君。

3番 私の言っていることは、湯本地区もそうですけれども、湯本地区にはいろんな業種がありまして、湯本温泉街をつくる上で大事なものは何かということを考えてみますと、やはりいろんな業者がいっぱいおりますので、各団体のほうにも問いかけをしていただきたいと思いますという思いでお話しさせていただいているところでございますので。

議長 安雄さん、要望ですか、質問ですか。

(要望の声)

議長 では、答弁求めているですね。

(求めているの声)

議長 学務課長、答弁できる範囲でお願いいたします。

学務課長。

学務課長 そういった部分のご相談も含めて、この調査した上での部分がある程度基にして、相談していくような形でちょっと考えていきたいと思えます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第4号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第5号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳

出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,592万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,320万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費24万8,000円の減額は、3節職員手当等の減額及び13節使用料及び賃借料の市町村事務処理標準システム共同利用に係るソフトウェアのライセンス使用料を増額するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金4,390万9,000円の増額は、令和2年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金225万9,000円の増額は、令和2年度決算の確定に伴い、国、県の保険給付費等交付金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款1項1目一般会計繰入金24万8,000円の減額は、歳出で説明しました一般管理費の財源を調整しようとするものです。

6款1項1目繰越金4,616万8,000円の増額は、令和2年度決算の確定に伴い、歳出で説明しました財政調整基金積立金及び国、県の保険給付費等交付金返還金の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第6号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,453万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費3万4,000円の増額は、消耗品費において予算不足が見込まれることから増額するものです。

3款2項1目他会計繰出金1万2,000円の増額は、令和2年度決算の精算に伴い、一般会計繰入金の超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金3万4,000円の増額は、歳出で説明しました一般管

理費の財源とするものです。

4款1項1目繰越金1万2,000円の増額は、令和2年度決算の確定に伴うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第7号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億324万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,476万7,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279万7,000円に

しようとするものです。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは初めに、保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページをお開きください。1款1項1目一般管理費5万8,000円の増額、1款2項1目賦課徴収費3万8,000円の増額は、人件費に今後不足が見込まれることから補正するものです。

2款1項1目居宅介護サービス給付費2,700万円、5目施設介護サービス費給付費6,500万円、9目居宅介護サービス計画給付費500万円、2款4項1目高額介護サービス費600万円、9ページの2款5項1目高額医療合算介護サービス費30万円、3款1項6目高額医療合算総合事業サービス費19万円の増額は、それぞれのサービス給付費等に今後不足が見込まれるため増額するものです。

3款1項1目介護予防・生活支援支援サービス事業費15万円の減額は、これまでの給付実績を勘案し減額するものです。

3款2項1目包括的支援事業費117万4,000円の減額は、人事異動に伴い人件費を調整、10節需用費の燃料費及び11節の役務費の手数料に今後不足が見込まれるため、消耗品費及び通信運搬費で調整するものです。

3款2項2目任意事業費98万7,000円の増額は、配食サービスの利用者や利用する食数が増えたことに伴い、配食サービス業務委託料に今後不足が見込まれるため増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。3款1項国庫負担金2,066万円、3

款2項国庫補助金1,174万6,000円、4款1項支払基金交付金2,790万1,000円、5款1項県負担金1,291万2,000円、7ページの5款2項県補助金19万2,000円、7款1項一般会計繰入金1,204万8,000円、7款2項基金繰入金1,779万円の増額は、歳出補正に伴い、それぞれ補正額を見込むものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。16ページをお開きください。1款1項1目一般管理費7万5,000円の増額は、人件費に今後不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、15ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金7万5,000円の増額は、一般管理費の財源とするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第8号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号  
令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予  
算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳  
出予算の補正については、歳入歳出予算の総額  
に歳入歳出それぞれ83万3,000円を追加し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億  
1,236万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から  
説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費3万2,000円の増額は、  
人件費に今後不足が見込まれることから補正す  
るものです。

1款2項1目公共下水道施設管理の沢内地区  
分、10節需用費の光熱水費については、今後の  
支払額を精査し、23万9,000円を増額するも  
のです。

1款2項2目合併処理浄化槽管理費、10節需  
用費の修繕費については、平成24年に川舟地区  
に設置した合併処理浄化槽1基が老朽化により  
本体から水漏れしており、修繕が必要なことか  
ら56万2,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧く  
ださい。6款1項1目一般会計繰入金について  
3万2,000円、7款1項1目繰越金については  
80万1,000円をそれぞれ増額し、今回の補正予  
算の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ  
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定  
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご  
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和3年度西和賀町下水道事業  
特別会計補正予算(第2号)についてを採決し  
ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方  
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

議長 続いて、日程第11、議案第9号 令和3  
年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号  
令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計  
補正予算(第1号)について提案理由を申し上げ  
ます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳  
出予算の補正については、歳入歳出予算の総額  
に歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,047万  
円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それぞれ補正予算の内容について歳出から説  
明いたします。7ページをお開きください。1  
款2項1目施設管理費、10節需用費の光熱水費  
については、今後の支払額を精査し、13万  
3,000円を増額するものです。

14節工事請負費については、若畑地区におい  
て公共ます1基を設置するため、44万円を増額  
するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧く

ださい。4款1項1目繰越金について、57万3,000円を増額し、今回の補正予算の財源に充当するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第10号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号

令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費及び経費、合わせて711万8,000円を減額し、収益的支出の総額を10億1,235万4,000円とし、収益的収入では、一般会計からの補助金及び県補助金と国庫補助金、合わせて同額の711万8,000円を減額し、収益的収入の合計を9億4,176万1,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして、私から説明いたします。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによらし、第2条において収益的収入及び支出の予定額の補正、第3条では給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行っております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。6ページをお開きください。収益的支出予算について説明いたします。医業費用の1目給与費790万3,000円の減額は、退職者及び育児休暇取得中の職員に係る給与、手当等の減額が主なものとなっております。

内訳としましては、9月末で退職されました赤坂医師と10月から着任しております高橋医師の給与等に係る額の精査、8月末で退職のあった看護師1名、10月より育児休暇を取得している職員1名分の給与、手当、法定福利費等の精査による減額であります。

また、新型コロナウイルスのPCR検査及び抗原検査に従事する職員に係る防疫作業手当については、検査件数の増加を見込みまして増額をするものです。

3目経費78万5,000円の増額は、医療機器修繕費として、超音波診断装置修繕、高圧蒸気滅菌装置修繕等で28万9,000円、病院施設修繕費として、病院手洗い器用水栓交換、チップボイラー熱媒水循環ポンプ修繕等で34万3,000円を計上するものです。また、委託費として、心エコー検査のための岩手県立中央病院から検査技師の派遣費用として、15万3,000円を増額するものです。

5ページをお開きください。収益的収入予算

について説明いたします。県補助金については、帰国者・接触者外来等整備事業費の確定に伴う23万5,000円の減額と、岩手県新型コロナウイルス接種体制確保協力金30万円の増額により6万5,000円を増額、国庫補助金については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金10万円を増額、他会計補助金については、一般会計からの補助金728万3,000円の減額を行い、総額で711万8,000円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第11号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2

号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について既決予定額3億5,936万5,000円から30万5,000円を減額し、収入の総額を3億5,906万円に、支出においては水道事業費用について既決予定額4億361万8,000円に253万1,000円を増額し、支出の総額を4億614万9,000円にしようとするものです。

2ページをお開きください。第3条では、資本金的収入の予定額の補正を定めており、既決予定額2億8,078万1,000円に117万8,000円を増額し、収入の総額を2億8,195万9,000円にしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。7ページをお開きください。収入から説明いたします。1款2項2目他会計補助金については、高料金対策、基礎年金拠出分の額等の確定に伴い、一般会計補助金30万5,000円を減額するものです。

続いて、支出について説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費、燃料費については施設巡回車の燃料として22万1,000円、2目配水及び給水費、修繕費については突発的な事故等に対応するため配水管等修繕費として202万1,000円、材料費については配管接続に必要な継ぎ手の購入費として13万9,000円、3目総係費、備消耗品費についてはプリンタートナー代等として12万5,000円、総額で250万6,000円を増額するものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息については水道事業債の償還利子の額の確定に伴い、2万5,000円を増額するものです。

次に、資本的収入の補正予定額の内容について説明いたします。8ページをお開きください。

1款2項1目他会計出資金については、基準外繰入れ償還元金の額の確定に伴い、117万8,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時51分 散 会